（上）plastic circle　540×180×30cm　2010年
（下）plastic circle - 身体性を持ったオブジェ　5×5×5cm　2010年

いそがや i・スペース［東京］での個展（2010年11月26日－12月3日）にて

美の工房

笹山　央　工芸評論家

第38回

これが「アートの力」というものです　小西（こにし）　潤（じゅん）さん

この色とりどり大小のリングは何でできてると思いますか？　ちょっと透明感も感じさせるので、セルロイドとかプラスティックのようなものかな…。ハイ、そのとおり。一見、どこにもあるようなリングですね。でも、これの元々の材料が何だったか、そこからどうやってこのリングが生まれてきたか、想像がつきますか…？

実は元々の材料はポリバケツとか、洗面器とかのプラスティック製の日用品なんだそうです。その新品のものを彫刻刀で削っていくということです。プラスティックを小刀で削ったりするのは誰でも一度はやってみたことがあるんじゃないでしょうか。線状に削るとその切片はくるくるとわっか状になったことを覚えてます。今回の作家、小西潤さん（石川県羽咋市在住）がやってることはそういう作業にほかなりません。

写真でもわかるように小西さんはプラスティック製の日用品からたくさんの切片を削り出しています。たくさん、というのもハンパではなく、万の数に及ぶそうです。すべて手作業でというのだから、一人の人間の作業として常軌を超えてますよね。

しかし私（筆者）はそういうことに感心して、この欄で紹介するわけではありません。小西さんの個展が11月に東京であり、ある意味ではそのときに私は初めて彼の作品を見たのですが、最初に感じたことは「キレイだな」ということでした。何かわからんが、何かとても軽い感じがあるが、でもキレイ、という感想でした。そして何かミョーにうれしくなる。気持ちがはずんでくる。そういう感情を起こさせる、「キレイだ」と感じさせるように見せる、というところがいいんですね。そう感じた後で、ちょうど会場にいた小西さん（以前からの知り合いではあるのですが）の話を聞いたという次第です。

小西さんは生業としてはジュエリーのアーティストです。ジュエリーというと貴金属とか宝石とかを連想する方が多いと思いますが、なんとこの人は大量に生産されるプラスティック製の日用品を材料にしてるわけです。ジュエリーの素材として、あるいはアート作品の素材として、貴金属だの宝石などと比べるととても“チープ（cheap）”な物質と言えます。そこからジュエリー作品ができてくるとはとても考えられません。

しかし、小西さんのエライところはそういった“チープ”な物質から「キレイだ」と感じさせるものを創り出しているところです。それこそが「アートの力」というものであって、そこにこそ「アート」の値打ちがあるのです。

「美」というものは人間一人ひとりの主観性の下で判断される、ある「抽象的な事態」なのです。つまり、現実的な存在物（物質）の経済的な価値によって条件付けられるものではなく、人間の心の自由な働きにおいて判断されるものです。素材の現実的な価値から自由なところで「キレイ」というひとつの抽象的な事態を提示して見せる、そこにジュエラー兼アーティストとしての、まだ若い小西さんの「勝負のかけ方」というのが見えて、私は心を動かされるものがありました。

ありふれた日用品からも「キレイだね」を創り出すことができる

（制作・かたち21　http://katachi21.com）

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 648
2011 January

美の工房　工芸評論家●笹山　央

03 新年の挨拶／歳の初めに
日本土地家屋調査士会連合会会長●松岡　直武

06 新年の挨拶／新年を迎えて
法務省民事局長●原　優

07 平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～
第8回　地図をつくりつづける人々
日本土地家屋調査士会連合会　社会事業部次長　堀越　義幸

10 第７回国際地籍シンポジウム　論文発表報告

13 新オンライン申請システムに関する要点整理

18 境界シンポジウム in おおさか
～表示登記と国民生活～

20 山口県土地家屋調査士会制度制定60周年記念事業

22 土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業
平成22年度 山形会研修会

24 「思いやりのあるセンターを目指して」
静岡境界紛争解決センター　センター長　中野　俊男

26 平成22年度 第6回 電子政府オンライン申請体験フェアに参加して

28 【平成23年度】
測量機器総合保険（動産総合保険）中途加入のご案内

32 地籍問題研究会 設立のお知らせ

34 事務局紹介Vol.20
三重会／函館会

36 大規模災害基金状況

39 LOOK NOW
衆議院議長公邸 表敬訪問

40 会長レポート

44 会務日誌

46 土地家屋調査士名簿の登録関係

47 ちょうさし俳壇

48 公嘱協会情報　Vol.87

49 ネットワーク50
大分会・兵庫会・大阪会

53 会員の広場を利活用ください

54 ブロック新人研修開催公告
中国ブロック

54 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
ご存知でしたか？ ICカードの有効期限

表紙写真
「挑む」
第25回写真コンクール佳作
太田　正人●長野会

歳の初めに

日本土地家屋調査士会連合会会長　　松岡　直武

全国各地でご活躍の土地家屋調査士の皆さん、新年明けましておめでとうございます。

ご家族、事務所職員の皆さんとともにご健勝で、土地家屋調査士制度61年目の春をお迎えになられたことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年、平成22年は土地家屋調査士にとりましては資格制度が制定されて60年を迎え、更に表示に関する登記制度が創設されて半世紀を経た記念すべき年であり、制度創設以来の過ぎし年月を振り返り、関係官署の皆さんや依頼者の方々、多くの先人のご努力に敬意と感謝の念を捧げる一年でもありました。

各土地家屋調査士会でも記念の行事を盛りだくさん予定していただき、執行いただきましたこと、お礼と労いを申し上げます。

日本土地家屋調査士会連合会でも昨年6月の連合会定時総会に併せて東京ドームホテルを会場に記念式典・記念講演会を開催し、10月には日比谷公会堂に2,000名近くの会員・学者・市民の皆さんのご参加を得て記念シンポジウムを開催、更に関係者の皆さんのご協力･ご支援をいただき､念願だった地籍・表示登記等に関する諸問題を関係分野の方々が横断的に研究する組織として『地籍問題研究会』を設立することができました。

一方、業務環境におきましては多事多難、憂えることも多い1年でもありました。ここ数年曳きずり続けている世界的な経済環境の沈滞は特に私どものフィールドである不動産関連分野に大きくマイナスに影響し、会員の皆さんの事務所経営も厳しいものがあると拝察しております。さらにそのことも背景にあってか、報酬額に関してはもはやモラルの問題ではないかと懸念される事案も報告されています。

報酬の基準が会則記載事項から除外されることとなってから足掛け8年、最後の報酬の基準額の改定から16年を経て、今では報酬の構成要素と土地家屋調査士・調査測量実施要領との連関さえご存じない会員も既に全会員数の半数近くになっています。

連合会では土地家屋調査士が専門職として自立し、より適切な業務遂行を可能とする事務所環境を維持することは制度の基盤部分であり、とても重要なことと考え、報酬問題を徒にタブー視するのではなく、より適切な対応を図る必要があると考え、制度対策本部内に検討チームを設置したところです。

加えて、そういったいわば、民需の落ち込みをカバーする意を含め、連合会では昨年も中央省庁・独立行政法人等を対象に公共嘱託登記の受託環境の改善整備に積極的に取り組んでいます。連日にわたって担当副会長・専務理事を先頭に社会事業部役員、PT委員が広報パンフレット等を携行して中央機関にお伺いし､表示登記制度、土地家屋調査士制度を広報してきました。

その効果は徐々にではありますが、しかし、確実に上がっていることを体感しています。

昨年3月に改正された国土調査関連法の国会審議においては民間法人への包括的委託を可能とすることを含め、地籍調査事業への土地家屋調査士のより積極的な活用の必要性と重要性が質問者である衆参・両院の国土交通委員会における議員先生方、答弁される国交大臣・副大臣・政務官の政務三役から質問・答弁されたことはご承知のとおりです。

一方、過年度制定施行された公益法人三法に基づく新しい公共嘱託登記土地家屋調査士協会の設立も各地で相次いでいます。

そのこと自体は発注者側からみても、また社員となる土地家屋調

査士にとっても、選択と参加の機会が増えるという点で望ましい事象です。しかしながら、新公益法人法の立法以来日が浅く、未だ制度として未成熟ということもあるかと思いますが、土地家屋調査士制度にとって憂いを感じざるを得ない事案も報告されています。

連合会は、土地家屋調査士法や不動産登記制度の趣旨からみて、より適切なアドバイスが必要だと判断した場合の土地家屋調査士会による適切な助言と、協会社員であると同時に土地家屋調査士会の会員であることから、土地家屋調査士法に照らして必要な場合には連合会や各土地家屋調査士会による当該会員への適切な指導が必要となることもあると考えています。

既に一昨年発出した「公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する連合会長見解」がどのような形で実践されているのかの検証も含め、全国の土地家屋調査士会に実態調査をお願いしたところです。

公嘱協会によって提供される品質の高い業務成果と組織力、責任担保体制の構築を背景とする受託体制の一層の整備を図ることにより、確保される公共嘱託登記分野の伸張はある意味ではこれからの土地家屋調査士の生命線でもあると考え、本年も引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えています。

さて、昨年は既に過年度に決着済みであったはずの議論が再浮上し、対応に心血を注ぐことを余儀なくされた一年でもありました。

『国の出先機関原則廃止・地域の基礎自治体への組織・権限の移譲』の議論の対象に法務局・地方法務局の組織と事務を地域の基礎自治体に移管するべしという全国知事会の提言を受けて、政府の地域主権戦略会議で改めて取り上げられることになったからです。

日調連では日司連や全法務の皆さんとも意見交換・協調しながら、『法務局の事務の中味をもっと知ってください。その上でより慎重な議論をするのでなければ、末代まで禍根を残しますよ。』という主張を続けてきた一年でした。

既に山野目章夫・早稲田大学大学院教授ほかの先生方は拙速な議論への異論・警鐘を述べておられます。私ども日調連でもあらゆる媒体・機会を活用してそのことを各方面に訴えてきました。

そんな中で改めて考えさせられたことは100年を超す歴史を持つ登記制度、60年を迎えた土地家屋調査士はじめ関係分野から、これまで登記制度の意義や法務局の事務について関係者以外には全くといってよいほど広報してこなかった(無論、多くの経費と知力・労力を使って広報に努めてきたのですが、より浸透力の高い広報だったか、という意味で。)ことのツケが回ってきているのではないかということです。

国会の先生方や自治体の首長・議会の先生方にも度々にわたって『なぜ、私たちが法務局の事務を地域の基礎自治体に移管することに強く反対しているのか。』を説明させていただきましたが、話している途中で、基本的なことから、きっちりと、今までとは違った角度からも説明させていただく必要があるなと感じたことも一再ではありませんでした。

また、より早く適切にご理解いただくためには法律の条文や関係者だけしか理解できないような『専門用語方言』で伝えようとしても無理だということも痛切に感じました。

私はこのことを説明するとき、よく北方領土の旧島民の所有する彼の地の土地や建物と登記の関係や、80年も前に国から民間人に払い下げられた尖閣諸島の土地に関する登記の記録(登記簿・台帳・公図)、外国資本による日本の国土(領土の一部)の買い占め問題などを例に国民の財産権の保護、国家財政と経済活動の基盤部分の営みであること、環境問題を含む国土の最適利用、領土の防衛にとって不動産登記は大きな役割を果たしていること、この事務こそが国家が自ら主体的に執行するべき事務であると強く主張しています。

その上で「自治体の職員でも対応できる事務だ。」とか、「(自治体職員が)登記簿謄本の取り付けや登記事項を調査するのに時間と費用が…」とか、「国から権限と財源を分捕って地域の首長の権限に…」、とかいった極めて狭い視界の中で、議論するようなものとはその本質において違うのではないか、『誰が担うべき責務を負った事務なのか。』をもっと深めた議論の中でするべきではないかと訴え続けています。

新年号が読者の皆さんのお目に触れるころには政府から地域主権アクションプランとして、その方向性が示されているかと思いますが、その記述がどのようなものであれ、改めて1億2千万人の国民の皆さんに広く、登記制度を含め

た法務局の事務の意義、現状、展望を知っていただくための社会広報を渾身の思いで繰り広げる必要がある、そのミッションの実務界における担い手は土地家屋調査士・司法書士、法務局の元・現職員等、『登記一家』を措いてほかにはいないことを再確認しなければならないと改めて感じています。

新年も『登記事務は国家が自ら執行するべき事務であることはもはや社会的合意であること、そのことを最大限に尊重し、今次の出先機関原則廃止の検討の中で、登記事務を含む法務局の事務を対象にすることについては、より慎重な検証が必要であること。』を各層に広く、強く訴え続ける所存です。

土地家屋調査士制度61年目の春、各土地家屋調査士会長はじめ全国の土地家屋調査士会の役員・委員・会員の皆さんとより一層情報を密にし、気持ちが通じ合った会務運営の中で『飛翔の年』にしたい、少なくともその基盤を作る年にしたいと念じています。

会員のみなさんとご家族・事務所職員のみなさんにとりまして、迎えた一年がご健勝で明るい展望に繋がる実り多い月日となりますよう、祈念申し上げます。

新年を迎えて

法務省民事局長　原　優

全国の土地家屋調査士の皆様、新年あけまして、おめでとうございます。

我が国の経済は、円高の進展、株価の低迷、雇用情勢の悪化等が続き、依然として厳しい状況にあります。昨年は、猛々しいとされる「寅年」のせいか、社会経済を揺るがすような事件が次々と発生しましたが、今年は、「卯年」ですので、穏やかな明るい年になってほしいものです。

さて、昨年は、「土地家屋調査士制度制定60周年」及び「表示登記制度創設50周年」という大きな節目の年でありました。これらを記念して、昨年6月23、24日の両日、日本土地家屋調査士会連合会の主催により、記念講演会及び記念式典が盛大に挙行されました。また、昨年10月3日には、記念事業の一環として、法務省も参加して、「地籍シンポジウム2010」が開催され、特別講演やパネルディスカッション等が行われました。そして、全国各地においても、各単位会と各法務局との協力により、登記相談等の様々な行事が行われました。これらの一連の行事は、土地家屋調査士制度と表示登記制度のこれまでの歩みを振り返り、その意義や重要性を再確認する良い機会であったと考えています。これを契機に、両制度の更なる充実・発展に向けた取組を強化していきたいと考えていますので、土地家屋調査士の皆様の御支援と御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

ところで、民主党が推し進めている「地域主権改革」の動きの中で、昨年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定されて、「国の出先機関原則廃止」という方針が打ち出されました。そして、法務局の登記等の業務についても、地方への移管が議論されています。

しかし、そもそも、「国の出先機関改革」の議論は、国の出先機関の肥大化による「三つの弊害」(具体的には、「二重行政による無駄・非効率」、「地域のニーズへの柔軟な対応の欠如」及び「住民ガバナンスの欠如」という弊害)を除去することにより、国と地方を通じた簡素で効率的な行政体制を構築し、地域の実情に応じた行政サービスの実現を図ろうとするものであったはずです。そして、上記の「三つの弊害」は、法務局の登記等の業務については、当てはまらないことが明らかではないでしょうか。さらに、法務局の登記等の業務は、いずれも、国そのものを支える基礎的かつ重要なインフラの一つであって、これらに対する制度的な信頼なくしては、経済政策等の国の基本施策も、また、国民の様々な経済活動も成り立たなくなってしまいます。その意味で、法務局の登記等の業務については、地域の実情に応じて異なった取扱いが許されるものではなく、国が、その責務として、全国統一的に取り扱うべきものであると考えています。

なお、今年も、表示登記の分野においては、法14条地図作成作業の着実な実施と筆界特定制度の利用の促進が大きな課題であると考えています。これらの事業は、全国の土地家屋調査士の皆様と法務省・法務局との緊密な連携・協力関係がなければ、実現ができないものですので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、土地家屋調査士の皆様の御多幸・御活躍と日本土地家屋調査士会連合会のますますの御発展を祈念申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

地図にはその使用目的に応じて様々なものがありますが、「登記所備付地図」はわが国土を構成する1筆1筆の土地の位置や形状、面積をシンプルに表現するものです。国の基礎、基盤となるものであり、この整備は明治初期から連綿と無数の「伊能のDNAを受け継ぐ人々」によって、続けられてきました。これまで5回にわたり全国各地の「地図」への取組みを紹介してきましたこの連載、今回は連合会社会事業部から「地図」をとりまく沿革と現状について、また連合会の活動について、報告いたします。

第8回

地図をつくりつづける人々

日本土地家屋調査士会連合会　社会事業部次長　堀越義幸

土地家屋調査士制度制定60周年、不動産の表示登記制度創設50年の節目の年に「地図」についての会報に寄稿するにあたり、改めて不動産登記法を見直してみました。

不動産登記法　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の全部を改正する。

第十四条 第1項　登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

（旧）不動産登記法

（明治三十二年二月二十四日法律第二十四号）

最終改正年月日：平成一六年六月九日法律第八四号

第十七条　登記所ニ地図及ビ建物所在図ヲ備フ

（旧）不動産登記法の第17条は登記簿と土地台帳の一元化を図るべく、不動産登記法の改正を行った際に新設されたものであり、まさに「地図」は私たち土地家屋調査士の歴史とともにあるといえるでしょう。

残念ながら、昭和35年の法改正当時は国の予算面での問題等もあり、不動産登記法の「地図」作成に土地家屋調査士が直接関わる機会が少なかったのが実状です。その後も平成の時代までは地図情報の基となる地積測量図の提供という形でしか地図作成に関与できずにいました。

土地家屋調査士が全国規模で地図作成に直接関与することができるようになったのは10年ほど前になります。平成13年に内閣府に「都市再生本部」が設置され、「都市再生の円滑な推進には、土地の境界、面積等の地籍を整備することが不可欠であることに鑑み、以下のとおり、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。」という基本方針が示され、これを受け、平成14年度に「登記所備付地図作成作業10か年計画」が策定され、ようやく土地家屋調査士が直接地図作成に関与する機会が与えられました。

特に都市部での地図混乱地域を対象として、現地に筆界を正確に復元できる地図作成作業が実施され、現在に至っています。

当初の実施区域は8 km^2であり、1年目に地図混乱地域実態調査・基準点測量、そして2年目に一筆地立会・一筆地測量等が実施され、表示に関する登記の専門家である土地家屋調査士に外部委託がなされています。

具体的な作業の受け皿は全国各地に存在する公共嘱託登記土地家屋調査士協会や有志の土地家屋調査士の集団となっています。

地図は1筆ごとの筆界が表示されたものである以上、地図作成作業は筆界の専門家である土地家屋調査士が行うのは当然であり、連合会社会事業部としても最優先項目としてより良い地図作成のための環境作りを行っています。

○連合会社会事業部の取組み

ここで、改めて連合会社会事業部の今年度の活動内容をご紹介したいと思います。

1　地図の作成及び整備に関する事項

不動産登記法第14条地図・DID地区を中心とする都市部地籍整備によって推進される地図作成及び整備等に関する対応

2　筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項

(1) 筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応

(2) 筆界特定制度の取組み体制の強化

3　境界問題相談センターの設置推進及び現状調査並びに支援等に関する事項

(1) 日調連ADRセンターの運営と取り組み

(2) 土地家屋調査士が担う裁判外境界紛争解決制度に関する検討

4　公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会関係

(1) 公共嘱託登記関連業務に関する環境の整備について

(2) 各土地家屋調査士会・全公連等と公共嘱託登記関連業務についての連携

5　その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 公益法人制度改革への対応

(2) 専門家としての社会的貢献を図るための対応

1番目の項目である「地図の作成及び整備に関する事項」については具体的には以下のような活動を行っています。

・制度対策本部の「地図対策室」の事務主管として、地図作成の制度上の諸問題に取り組んでいます。

・14条地図作成作業規程対応PTを所管して、地図作成作業規定の検討及び解説書の改訂作業を行っています。

平成21年11月には法務省不動産登記法第14条第1項地図作成等基準点測量作業規程が変更となりましたが、基準点測量以外の作業規程の改訂作業も予定されています。PT委員の皆様にはこの数年間、主に在宅にて作業規程全体の解説書の改訂作業に取り組んでいただいてきています。現在、最終の取りまとめ作業の段階となっています。

・「登記所備付地図作成作業新10か年計画」の改正計画である「法務省改・新8か年計画」を受け、各土地家屋調査士会に対し、逐次情報提供を行っています。

・登記所備付地図作成作業への更なる積極的参画と同作業の円滑実施のため関連する団体との調整を行っています。なお、各土地家屋調査士会には地図に対応する担当部署の新設や関係諸機関との連携体制の強化をお願いしています。

・公図と現況のズレを受けた法務局の行う地図混乱地域の実態調査のとりまとめとその利活用策の検討を行うとともに、地図作成事業に係る提言・要望の資とするべく、各土地家屋調査士会からの回答データを分析・整理しています。

・登記所備付地図作成経費に関する研究、検討を行っています。

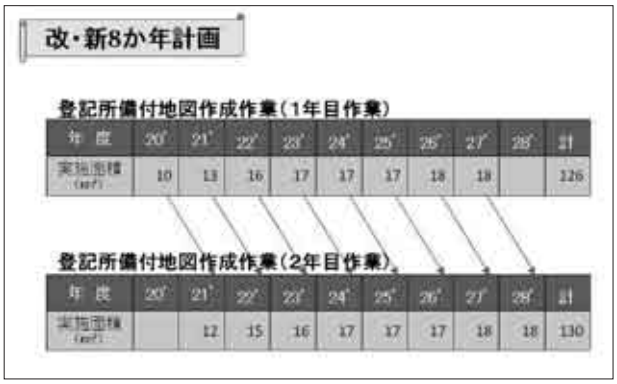

○地籍調査事業への参画

登記所備付地図は法務局自らが作成した地図だけでなく、国土調査法に基づく地籍調査の成果である地籍図も多数存在しています。

平成22年3月には国土調査法・国土調査促進特別措置法の一部改正もなされ、第6次国土調査事業十箇年計画（平成22～31年度）が閣議決定されました。

その審議の過程では土地家屋調査士の専門性にも言及しており、その活躍が期待されているところであり、連合会社会事業部としても重点項目として関係機関との協議を重ねています。

なお、第6次国土調査事業十箇年計画では「国土調査以外の成果の活用について」もその活用促進が期待されています。私たち土地家屋調査士が民間か

第6次国土調査事業十箇年計画
計画事業量

	対象地域面積	これまでの全実績	第5次計画		第6次計画
			事業量	実績	事業量案
基準点の測量（点）	—	72,525	14,000	11,553	8,400
地籍基本調査（km^2）	—	—	—	—	3,250
地籍調査（km^2）	286,200	140,053	34,000	16,400	21,000
土地分類基本調査（土地履歴調査）（km^2）	—	—	—	—	18,000

注　第5次計画で実施した土地分類基本調査（垂直調査）及び土地分類調査（細部調査）は対象外とした。

ら依頼を受けて実施した調査・測量成果も14条地図にすることができるわけです。

＜以下　第6次国土調査事業十箇年計画 補足資料より引用＞

公共事業や民間開発等といった国土調査以外の測量及び成果についても、国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有していれば、国土調査法第19条第5項の規定に基づき、申請により国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができることから、当該制度の活用促進等により、人口集中地区を中心に約1,500 km^2の地域で地籍整備を行うことを目指す。

「地図」が筆界を表したものである以上、旧土地台帳付属地図（公図）の沿革や筆界についての地域の慣習に習熟した私たち土地家屋調査士が地図作成に関与するのは当然の帰結であり、私たち土地家屋調査士には「公図を地図として蘇らせることができる唯一の専門資格者」として、地図をつくりつづけていく使命があるのです。

第７回国際地籍シンポジウム　論文発表報告

2010年11月９日(火)から11日(木)に台湾にて行われました第７回国際地籍シンポジウムにおきまして、日本から基調報告を連合会松岡会長が、５名の会員が論文を発表いたしました。
今月号は松岡会長による基調報告と２名の会員による発表論文の概要を掲載いたします。
なお、論文の全文につきましては連合会ホームページ(www.chosashi.or.jp)にて公開する予定です。

【基調報告】

日本における地籍整備の新しい取り組み

日本土地家屋調査士会連合会
会長　松岡　直武

1　はじめに

本報告の趣旨

日本においては数年前から地籍情報の整備の重要性が司法界、政府機関、地方自治体、国会議員、地方議員、民間の土地所有者等の間で急速に認識されることとなった。その背景には国民の権利意識の高まり、土地利用の多様化と高度化、経済環境の低迷を打破する一策として土地取引の流動化促進の流れ等があげられるが、本年改定期を迎えた国土調査事業十箇年計画の策定年度に当たることもその要因の一つである。

本報告では日本の地籍の整備に関する課題、特に地籍調査の進捗が思わしくないことを打破する施策として実施されることになった地籍整備の新しい取り組みとそれを可能にした関連法令の改正についてその意義、概要、展望の一端を報告する。

2　地籍整備の現状と課題

登記に必要な地図の整備の現状

明治初期の地租改正に伴う土地調査に淵源を持ち、日本の登記所に備え付けられている不動産登記の対象となる各筆の位置・形状等を明らかにした地図(登記所備付地図)は、その精度面において現在の社会環境では活用することが困難なものであることから、登記制度を所管する法務省ではこれまで40数年にわたり各土地の再調査を伴う地図作りを実施してきたがその範囲はごく小さなものであるにすぎない。それ以外の施策による登記所備付地図整備の事業として、1951年に施行された国土調査法に基づき国土調査の一環として進められている地籍調査の成果を登記所備付地図として活用している。この事業は、法制定以来60年を迎えた今日においても、要調査面積の49％が完了したに過ぎず、最も整備が必要とされる都市部においてはわずか21％が完了したにすぎない。以上により、日本の登記所備付地図の約半数は未だ120年前に調整された精度の低い地図に頼っており、この整備促進が急がれている。

3　第６次国土調査事業十箇年計画の策定とその骨子

近年に至って不動産登記法を所管する法務省と国土調査法を所管する国土交通省等が連携して地図作りを促進する政策(省庁連携の地籍整備事業)が実施され、地籍調査を推進することにより登記所備付地図の整備を図ろうという試みが官民一体となって進められている。その基盤となるのがこれまで5次にわたって実施されてきた国土調査事業十箇年計画である。

本年はこの十箇年計画の改定期にあたることから数年前から政府等において新しい施策の骨子を検討してきた。今回の国土調査法の改正は新しい十箇年計画の策定と、その推進を図ることにより日本の地籍整備が飛躍的に進むものと期待されている。

4　国土調査法及び国土調査促進特別措置法の改正

改正法の骨子とその概要

1）2010年を初年度とする第6次国土調査事業十箇年計画を策定すること
2）十箇年計画に記載する基本調査の範囲を拡大す

ること

これまで国の直轄事業は基準点設置を主としたものであったが、今回の改正で、市町村が地籍調査を実施しやすくするため、都市部では地籍調査の前提となる官民の境界情報の整備に必要な基礎的な情報を国が整備する「官民境界基本調査」を、山村部では境界情報を簡易に広範囲で保全する「山村境界基本調査」を新たに国が直轄事業として実施することとした。またこれらの基本調査を十箇年計画に位置づけ、計画的・戦略的に取り組むことができるよう、所要の改正をした。

3）国土調査の実施の委託対象を民間法人に拡大すること

地籍調査を実施する市町村の体制面（人員の確保）の負担軽減を図るため、調査・測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するという、一連の地籍調査の工程を一括して民間法人に委託し、受託した民間法人が実施主体となって、責任を以て調査を実施することが可能となった。

4）その他

国土調査法の罰則の規定を改正したこと

5　今後の予定

国土調査法及び国土調査促進特別措置法の改正法案は本年3月の国会において可決成立した。今後は、実施に必要な政令及び省令の改正をするべく、国土交通省では日本土地家屋調査士会連合会を含む関連機関・団体から意見を聴取している。

地籍調査に必要な予算のうち、国家予算については既に国会で承認されている。ただし、国が直轄で行う事業部分を除き地籍調査を実施する自治体においても負担金が必要となるため地方自治体側の予算の確保が課題である。

なお、今回の改正では、民間の開発事業等の成果を国土調査の成果と同等なものとして取り扱うことを促進することにより地籍調査の実施区域の拡大を図る措置（民間事業者の行う調査・測量費用の一部を国が補する制度）が採用されている。（国土調査法19条5項の指定申請の推進方策）

法務省がおこなう地図作成作業

登記所備付地図作成作業・筆界特定制度・調査士会ADR

日本土地家屋調査士会連合会
社会事業部長　小林　昭雄

1. 法務省が行っている地図作成作業の状況として、法務省と土地家屋調査士が連携して取り組んでいる地図混乱地域の解消を目的とする登記所備付地図作成作業があります。一定の地域で広範囲にわたり、登記所の公図と現地に対応する位置及び形状等が著しく相違している地域を地図混乱地域といい、全国に1,000㎢あるといわれています。昨年度、法務省が策定した「改・新8か年計画」により、今年度は、1年目作業が16㎢、2年目作業が15㎢の地域で行われております。法務省ではこの地図作成業務を土地家屋調査士に一部委託しており、法務省と土地家屋調査士が連携して、市民に安全な地図の提供を行っています。
2. 次に、筆界特定制度という行政型の裁判外紛争解決制度があり、法務省が実施しています。筆界特定制度は、公法上の境界である筆界の現地における位置を筆界特定登記官が特定する制度であり、筆界をめぐる紛争の予防及び早期の解決を図るものとして、これまでに一定数の筆界特定を行ってきたところであり、制度創設の効果が上がっているといえます。
3. この制度と並行して、民間型の裁判外紛争解決制度、土地家屋調査士会ADR（Alternative Dispute Resolution）があります。土地家屋調査士会が設置した民間紛争解決手続機関であり、弁護士会との協働又は協力により運営されています。

筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携を進めており、境界問題で困ったときには両機関をうまく活用してお互いの境界を確認し合うとともに、地籍の整備にも繋がっています。

北海道における筆界の創設と地図

ADRにおける土地家屋調査士の実践と将来への挑戦

札幌土地家屋調査士会
中原　章博

土地の境界を明らかにすることは、その土地の変遷を知ることでもある。我が国における地籍の変遷は、多くの場合「公図」にその根拠を求めてきた。しかし、公図作成の経緯と測量の技術的な理由から現地の境界が容易に復元されるわけではないとされている。そのことは境界をめぐる新たな対立を生む原因ともなる。境界が明らかでないことを理由とする場合と同じく長らく「境界確定訴訟」として、紛争の解決を裁判所の法廷に求めてきた。

2007年4月施行の「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR基本法)に先立ち、土地家屋調査士会では2002年10月「あいち境界問題相談センター」を皮切りに、現在ほぼ全国の土地家屋調査士会で境界ADRセンターが設立された。そして、2007年12月、大阪土地家屋調査士会が同法律第5条の認証を受けた。これは、従来からの調停制度・裁判制度等の公権力による境界紛争の解決手段に加え、1999年12月に司法制度改革審議会が公表した方針を実現した、日本における境界紛争の新しい解決手段が、創設されたわけである。

地図の地域による違いを踏まえ、「公図」から不動産登記法にもとづく「地積測量図」を紹介する。特に、北海道における筆界の形成と地図を歴史的に考察する。そこでは、筆界の創設過程と作成された地図を精査することで、地図の持つ現地復元性を確認することができる。それは、地図を前提として、境界における認識を関係する人の間で一致させることが、未然に境界紛争が予防されることになり、境界紛争の際の有力な解決手段として活用されてきた。

今後、我々土地家屋調査士が取り扱う地図情報は、高度化され、高度化された地図情報は広く共有化される。それは、地理空間情報における基盤地図情報とも共有され、新たな地図情報として、将来の境界紛争の予防につながる。また境界紛争が発生したときに解決へ向けた当事者間での合意形成への最も説得力のあるところと成り得ると考えられる。各国での地図・境界に関する地籍情報のあり方を検討することで、将来にわたり境界をめぐる争いを予防する手段として活用することが、これからの土地家屋調査士に求められている。

新オンライン申請システムに関する
要 点 整 理

新オンライン申請システム（正式名：「登記・供託オンライン申請システム」、以下「新システム」という。）は現行のオンライン申請システム（以下「現行システム」という。）に替わり、今年2月14日から運用を予定しています。

ここでは法務省が開設した「登記・供託オンライン申請システム　システム切り替え準備ページ」のサイトで公開された資料に基づき、新システム稼働までに私たちが事前に把握すべき要点をまとめました。

なお、システムの変更など行われる可能性がありますので、今後の情報には十分注意して対応をお願いいたします。

Q1　いつから新システムへ変わるのか

A1　平成23年2月14日(月)午前8時30分に運用が始まります。

【解説】

平成23年2月10日(木)午後5時15分に現行システムの稼働は終了します。連休明けの2月14日(月)午前8時30分から新システムが運用を開始いたします。

現行システムから新システムへの移行期間は設けられていませんので注意が必要です。

【運用開始までのスケジュール】

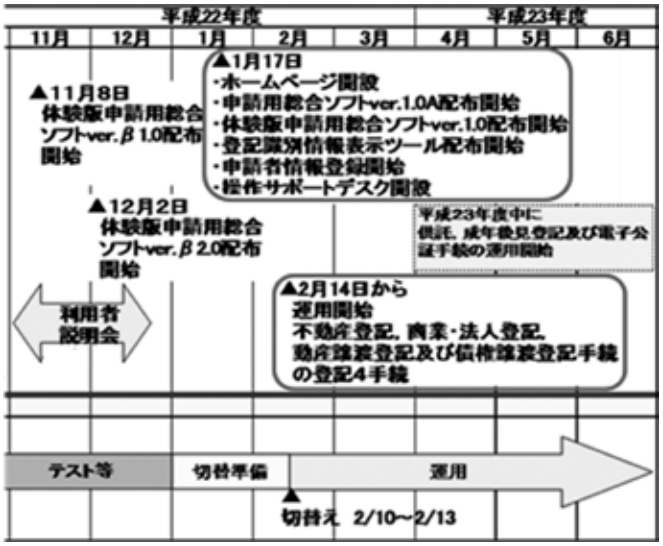

事前準備に必要となるソフトは平成23年1月17日(月)以降に開設されるホームページからダウンロードしてインストールします。

Q2　いつから準備すればいいのか

A2　平成23年1月17日(月)から準備を始めてください。

【解説】

平成23年1月17日(月)、新システムのホームページが開設されます。詳しくはサポートページを参照してください。

Q3　何を準備すればいいのか

A3　ユーザー登録を行い、申請用総合ソフトをダウンロードしてインストールします。

【解説】

平成23年1月17日に開設される新システムのホームページにアクセスし、ユーザー登録を行った後、申請用総合ソフトをダウンロードしてインストールします。

現行システムで既にユーザー登録を行っていても、新システムは全く別のシステムとなるため、改めてユーザー登録を行う必要がありますので注意が必要です。

次に「申請用総合ソフト」をダウンロードしてインストールをします。申請用総合ソフトはマイクロソフトの.NET Frameworkというプログラムが必要ですので、使用する環境により、事前にこの.NET Frameworkをインストールする必要があります。

また、操作サポートデスクも開設されますので、これを利用することができます。

Q4　なぜ新システムに変更されるのか

A4　増加を続けるオンライン申請に対応可能な処理性能、信頼性及び拡張性を確保し、登記専用のオンライン申請システムとすることで、登記業務が持つ複雑な機能要求に柔軟に対応し、保守できるシステムとするためです。

【解説】

現行システムは少量多種の手続処理を想定した汎用的なシステム構造となっており、拡張性に限界があるため、今後予想されるさらなる事件増に対応できないことから、利用者が安心して利用できる高い信頼性を確保するとともに将来のオンライン申請率の増加に容易に対応が可能な拡張性を持つシステムを構築する必要があるからです。（法務省骨子案より）

Q5　新システムで何が変わるのか

A5　登記事項証明書等の請求、登記申請の利便性が向上します。

【解説】

現行システムはWebブラウザを利用したシステムでしたが、新システムでは、「申請用総合ソフト」を利用者のパソコンにインストールすることで、Webブラウザを利用することなく利用者側のパソコンにインストールした申請用総合ソフトから申請、補正、完了証の受領という一連の手続きを行います。また、各事件のデータ管理を申請用総合ソフトにより行います。

送信可能時間が午後9時まで延長されるほか、添付ファイルの容量も10MBまで拡張されています。

オンライン申請への対応で一番の障害であった、事前準備作業が大きく改善され、また、JREのバージョンアップ、アプリケーションや様式の改訂等システム利用可能環境の変更の際には既存の利用者であっても、再度の環境設定の作業を行う必要がありましたが、これらの環境設定の煩雑さが大幅に改善されました。

新システムにおける事前準備

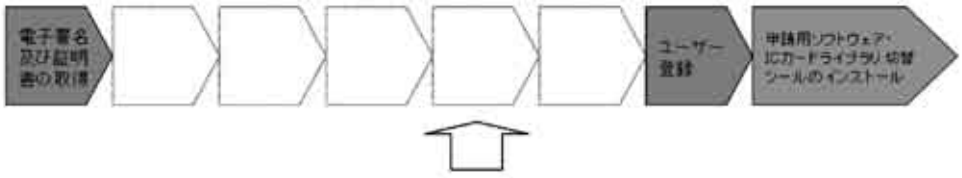

現行システムにおける事前準備

現行の申請システム　　申請用総合ソフトのイメージ

Q6　添付情報は変わるのか

A6　添付情報の作成、電子署名付与の作業に変更はありません。

【解説】

図面情報、添付情報に関する仕様は変更ありません。また、それぞれの電子署名を付与する方法も変更がありません。日調連作成の電子署名用のソフトを使用することができます。

図面情報……XML、TIF形式にして、XML署名ツールで電子署名。

図面以外の添付情報……PDF形式にして、Acrobat電子署名プラグインソフトにて電子署名。

Q7　使い勝手は良くなったのか

A7　オフライン時にも電子署名が付与できるほか、署名作業が早くなります。

【解説】

現行システムはJavaアプレットを呼び出して操作をしていますので、処理が大変遅いシステムとなっていますが、新システムでは利用者側の申請用総合ソフトが必要な処理を行うため、迅速な処理が可能になっています。また、システムの稼働時間外や複数ファイルへの一括した電子署名が可能となります。

Q8　これまでのデータはどうなるのか

A8　現行システムで作成した申請情報は新システムでは使用できません。

【解説】

新システムと現行システムのデータは互換性がありません。そのため、これまで現行システムで作成した不動産登記及び商業・法人登記の申請データをそのまま新システムで利用して申請することができません。

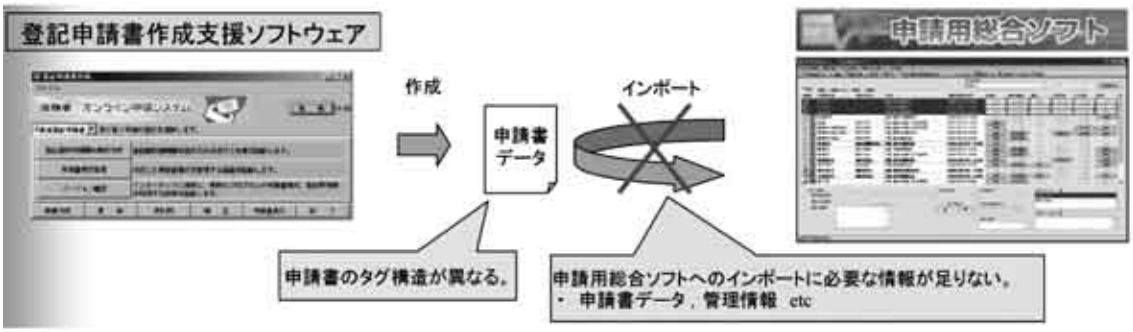

現行システムで作成した申請情報を表示させるには登記申請書作成支援ソフトを使い続けるか、IEで表示させる必要があります。

なお、現行システムにおいて取得した登記識別情報通知(電子公文書)は電子政府推奨暗号の方針に則り、よりセキュリティの高い登記識別情報の暗号化方式へ変更する必要があります。

現行システムで取得した登記識別情報を再暗号化し、表示するためのツールとして、平成23年1月17日(月)から「登記識別情報表示ツール」が提供されます。

Q9　申請中の事件の処理はどうなるのか

A9　平成23年2月14日中に「継続様式」を送信する必要があります。

【解説】

オンライン申請の処理状況が「手続終了」、「却下」、「取下」となっていない状態(「審査終了」し、電子公文書を受領していない状態は含まない。)を「仕掛中」といいます。

「仕掛中」の事件とは？

・登録免許税が未納　・補正中　・実地調査　・事前通知

・2月10日(木)業務終了間際の申請

2月10日5時15分の時点でこの仕掛中の事件については自動的に新システムへ移行されませんので、申請人が新システムにおいて「継続様式」という様式を2月14日中に送信しておく必要があります。また、

登録免許税が未納の場合は仕掛中の事件に限り、印紙にて納付する必要があります。継続様式の内容は下記のとおりです。

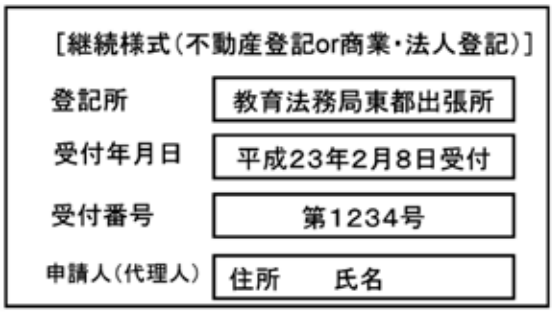

【添付ファイル】
登記識別情報通知取得用届出様式
(申請用総合ソフトで作成)
※ 登記識別情報通知用特定ファイル届出様式を添付して，現行オンラインシステムへ申請している場合のみ必要となります。

登記識別情報通知用特定ファイル届出様式を添付して、現行システムへ申請していた場合は申請用総合ソフトで、登記識別情報通知取得用届出様式を作成して「継続様式」に添付する必要があります。

新システムへのスムーズな切り替えのためには余裕を持った申請をお願いいたします。

Q10　システム切替え後の電子公文書の取得はどうするのか

A10　3月31日(木)までは現行システムから取得することができます。

【解説】

①登記完了証(不動産登記)

現行システムで登記が完了し、登記完了証が未取得の場合は、2月14日(月)以降も、3月31日(木)までは、現行システムから取得することができます。

②登記識別情報通知(不動産登記)

1　登記識別情報通知ダウンロード様式が送信している場合

現行システムで登記が完了し、登記識別情報通知が未取得の場合は2月14日(月)以降も、3月31日(木)までは現行システムから取得することができます。

2　登記識別情報通知ダウンロード様式が送信されていない場合

現行システムで登記が完了し、登記識別情報通知ダウンロード様式が送信されていない場合に限り、2月14日(月)以降も、3月15日(火)までは現行システムへ登記識別情報ダウンロード様式を送信することができます(取得期限は1と同じ)。

境界シンポジウム in おおさか

～表示登記と国民生活～

【日時】　平成22年11月4日(木)
　　12時45分～ 17時40分
【会場】　大阪市中央公会堂　大集会室

土地家屋調査士制度制定60周年・不動産表示登記制度創設50年を記念し、市民に向けたシンポジウムという視点により大阪会主催にて開催されました。会場は歴史ある重厚な建築物が建ち並び、「OSAKA光のルネサンス2010」が開催されるなどして水都大阪として脚光を浴びている中之島エリアでも一際目を惹く「大阪市中央公会堂」です。

第一部　基調講演

「土地の表示に関する登記と筆界特定」

大阪法務局長　石井寛明氏

不動産登記制度創設から、表示に関する登記として一元化され、現在に至るまでの流れや、表示に関する登記の特質について、権利に関する登記と比較して説明されました。

次に法務局備付の地図について、旧土地台帳附属地図・法14条地図がありますが、法14条地図の整備が未だ十分ではないが、六本木ヒルズの開発計画において、境界・面積確定に4年を要し、計画が遅れた事例紹介により、我が国の社会において地図の整備が喫緊に必要であることを説明されました。

最後に土地の境界紛争解決手段として、境界確定訴訟・所有権確認訴訟に加え、平成18年から施行されている新しい制度としての筆界特定制度、また、ADRを紹介されました。境界問題の解決手段として、法務局での筆界特定制度と、境界確定訴訟及びADRの連携の必要性を訴えかけられました。

「国土調査の意義と実施への道すじ」

国土交通省　土地・水資源局
国土調査課課長補佐　安藤暁史氏

我が国における土地の調査の歴史として、班田収授法→太閤検地→地租改正→地籍調査までの流れをイメージイラストとともに紹介されました。昭和26年に国土調査法が制定されてからの地籍調査の沿革、地籍調査の効果や未実施の場合の問題点として、土地取引の際のリスクの可能性や都市再生や災害復旧の遅れ・公共用地の適正管理への支障・課税の公平性への課題・適切な森林管理の支障などを揚げられました。

また、現在第6次国土調査事業十箇年計画を実施しており、新たに

盛り込まれた地籍調査の基礎とするために行う基本測量が新設され、都市部における官民境界基本調査を国が実施することにより、時間と費用の負担を軽減するようにしています。地籍調査は極めて地道な調査であるが、極めて重要な事業であり、都市部・山村部での進捗率向上が現在の課題であり、未着手や休止中の地域については実施開始の検討を訴えかけられました。

第二部　研究発表

第二部では、新聞に掲載された記事について詳細を調査・研究した結果の発表です。

「宮崎県の事例」
～運動場にミカンの苗木？～

大阪会　業務部長　矢原健聖氏

平成22年3月26日の宮崎日日新聞に「市立小学校の運動場にミカンの苗木130本が無断で植樹された」という記事が掲載されました。

調査によると、宮崎市は昨年度までこの土地について固定資産税を徴収していたとのこと。市の主張は大正14年に学校敷地として購入したが、所有権移転登記がなされておらず、無断植樹をした実行行為者はこの土地は亡き父の所有であると主張しており、所有権登記名義のある土地の所有権が脅かされているとの信念により、このような行為をしたとのこと。

「宮城県の事例」
～お地蔵さんが動いた？～

大阪会　公共事業部長　山岡昇氏

平成21年10月29日に河北新報に掲載された標記記事について。

この事例は境内にある水子地蔵が市有地にあることが判明した。地蔵が動いたのか？と土地行政に不信を抱き、事情を知っている相続人の一人が市を相手に境界確定訴訟を提起。

この出来事は昭和60年の道路買収時に杭が設置されたことを当時の所有者の相続人の一人は知っていたが、平成7年の国土調査での立会時にはその事情を知らない相続人が境界を確認したことによる。判決結果は原告の主張が認められた。

第三部
パネルディスカッション

パネリスト

京都産業大学大学院
法務研究科教授　村田博史氏
名城大学
教授　安本典夫氏
国土交通省
土地・水資源局国土調査課
課長補佐　安藤暁史氏
大阪法務局民事行政部
次席登記官　蔵田一弘氏
和泉市 都市デザイン部 都市政策課
係長　泉池義雄氏
日本土地家屋調査士会連合会
会長　松岡直武氏

コーディネーター

大阪土地家屋調査士会
副会長　井畑正敏氏

先ほどのミカンの木の事例について、行政法の立場・民法の立場からの別の解決方法や、また地籍調査の実施により未然に防ぐことができた事例ではなかったか。第二の事例については地籍調査の調査素図作成での問題について指摘し、今後の地籍調査における筆界の確認について、従来の立会による確認法方法のあり方や、資料の整合性を調査する方法について、改めて検討するべき事例の一つではないか。今後、このような事例が起こらないよう、専門家を登用するべきではないか。

これらの二つの事例を通して、土地家屋調査士と地籍調査事業の関わり、筆界特定制度とADRに加え地籍調査についても上手な連携が必要ではないかと締めくくられました。

記念品の一つ、境界標マグネットです。インパクトがあり制度PRに一役買ってくれるのではないでしょうか。

広報員　林　加奈子

山口県土地家屋調査士会
制度制定60周年記念事業

記念式典

平成22年10月22日(金)、山口県土地家屋調査士会は土地家屋調査士制度制定60周年記念の式典を山口県を代表する温泉街である山口市湯田温泉にあるホテルにおいて、山口地方法務局からは支局長の奥田哲也様、首席登記官黒崎嘉郎様、日調連からは松岡直武会長、そのほか多くのご来賓の方をお招きし盛大に開催されました。

当日の進行メニューは記念式典、記念講演、祝賀会と3部構成からなっており、14時から、西本聡士山口県土地家屋調査士会会長の挨拶の後、ご来賓臨席の中、通常であれば5月に開催する定時総会において行われる表彰式と感謝状の授与式が始まりました。山口地方法務局局長表彰を始めに日本土地家屋調査士会連合会会長表彰、同感謝状の授与、山口県土地家屋調査士会会長表彰の後、会長を歴任された方、そして、40年以上の永きにわたり在籍され、土地家屋調査士会に対しまして多大なるご貢献を頂いている会員の方に制度制定60周年特別感謝状をお渡しし、表彰状、感謝状の授与式を終えました。

会場風景

記念講演会

16時からの記念講演会では日本政策投資銀行 地域振興グループ 地域支援班 参事役の藻谷浩介氏を講師にお招きして「市民生活から見た土地の境界 ～県境の引かれ方から考える～」という演題でご講演をいただきました。藻谷氏はNHKの教育テレビ「知る楽」という番組に「県境の謎を行く」というテーマで出演されています。また、数々の講演依頼に加え、6月には「デフレの正体」という本を出版されるな

表彰状授与式の風景

講演風景

余興風景

ど、多方面に渡りご活躍されています。

平成合併前の3,200市町村の99.9パーセントを巡礼された経験を如何なく発揮され、日頃はなにげなく越えている県境も地図を見るだけで判読できない歴史や地形、何よりそこに暮らす人々の意識が大きく左右されているなど、日常業務とは少しだけ離れた境界線の話に参加した会員は大変興味深く聞き入っていました。

後半は専門である人口の問題をお話しになり、日本人の年齢構成のバランスが将来に向けてどのように推移していくのか。その結果どのようなことが予想されるのか。グラフを見ながらの話は土地家屋調査士業界にも大きく影響をおよぼしてくる経済的な要因にも関係することから、高齢者が増え現役が減る山口県というくだりでは大きく体を乗り出す会員さんも見受けられました。

興味のある会はぜひ講師にお招きして、講演をお聞きください。きっと、飽くことのない話に納得されるはずです。

祝賀会

記念式典、記念講演会と進んだ本日のメニューもいよいよ最後の祝賀会となりました。

ご臨席の山口県選出の高村正彦衆議院議員、岸信夫参議院議員にご挨拶をいただいた後、髙山吉正中国ブロック会長のご発声により乾杯し、いよいよ祝賀の宴が始まりました。途中、山口会の篠笛名人浦井会員による独奏と長州よさこい連のメンバーの絢爛な舞は静動両面から祝賀会を盛り上げ、たくさんの拍手が飛び交いました。

記念式典を終えて

制度制定40周年に発行された山口会の記念誌を開くと、開業したばかりの自分が写っています。10年前の50周年は土地家屋調査士会は伊能ウオーク一色だったことを昨日のことのように思い出します。そして、制度は60年という人でいえば還暦を迎えることになりました。私たち山口県土地家屋調査士会は節目の年には必ずメモリアルな行事を行ってきました。この度も今まで会を牽引された諸先輩の足跡にならい、山口会の伝統ともいうべき記念事業を西本聡士会長を先頭に取り組んできました。記念式典を無事に終え、ほっとしているところですが、現在はもう1つの目玉である60周年記念誌の発行に向けて準備に余念がありません。

次なる節目の年は70周年です。10年前を振り返り、懐かしい記憶として蘇ることのできる60周年となるよう、年度末まで走りたいと思います。

日本土地家屋調査士会連合会　理事
山口県土地家屋調査士会　広報担当副会長
戸倉茂雄

土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業

平成22年度 山形会研修会

平成22年11月12日(金)午後1時から、ホテルメトロポリタン山形4階『霞城』(山形市香澄町一丁目1番1号)において、山形県土地家屋調査士会主催、山形地方法務局共催による研修会が開催された。

この研修会は土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業として企画され、会員約100名の参加により開催された。

会場は山形駅に隣接しており、遠方の会員や来賓等にも便利でわかりやすい会場である。

ホテルメトロポリタン山形

相田治孝会長挨拶

山形会は昭和26年2月21日の設立総会から始まり、事務所は当時の会長宅を借りていた。

当時の会費は月額20円、連合会会費が月額10円、入会金が1,000円という記録が残っており、今では考えられない金額であった。

また、総会は51名の代議員制で行われていた。

昭和31年8月11日に強制入会制となり、支部制度が始まった。

昭和45年に第1次土地家屋調査士会館を購入し、昭和53年9月に現在の会館を購入し、現在に至る。

土地家屋調査士としての業務も表示登記の申請代理から、筆界特定制度やADRの代理人としての役割も加わり、我々の職責が重くなっている。常に地域住民の利益保全のために一層の精進を積み重ねなければならない。

相田治孝会長

第1部 「人権について」

講師に山形地方法務局の高村一之局長を迎え、人権についての講演が行われた。

人権とはすべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利であるが、時には人権と人権が対立することがあり、お互いがどこかで譲り合い、調整を行い、紛争を収めるしかないというのが現実である。

我が国における主な人権課題としては女性、子ども、高齢者、障害のある人などの16の課題がある。

最近ではインターネットによる人権侵害がまん延しており、対応の難しい問題の1つとしてあげられている。

高村一之法務局長

新たな人権救済機関創設の動きとして、人権擁護法案の提出を検討しているが、人権に関する定義が曖昧等の反対意見もあり、難しい状況にある。

人権問題は人の心の問題、意識の問題でもあり、難しい問題である。

第２部　「境界―主に境界確定訴訟事件を担当する裁判官の立場から―」

講師に山形地方･家庭裁判所の松田清所長を迎え、境界確定事件はどのように扱うのかという観点からの説明が行われた。

境界確定訴訟は形式的形成訴訟（争訟的非訟事件訴訟）といわれており、裁判官が訴えに関係なく境界を確定することができる。

境界確定訴訟において作成してもらいたい図面としては双方の主張線が分かるもので、建物からの距離、立木からの距離等訴訟当事者が主張する構造物等の位置関係が分かるような図面を作成していただきたい。

図面における客観的境界線の特定方法として、必ず不動のものを基点とし、それからの方位、角度、距離を表示して境界線の起点を定め、起点からの方位、角度、距離を表示して次の測点を定め、起点から次の測点を結ぶ線をもって２点間の境界線を特定し、順次同じ要領で各測点と境界線を特定する。となると、最終的には判決の結果が当事者の指示がなくても現場に落とせるような、客観的な点からの特定図面を作成できれば良いと考える。

松田清裁判所長

裁判所はどのように境界線を決めるのかということに関し、資料（公図等）の分析や地域の慣行、推定占有等により確定している。また、資料の１つとして航空写真が有益である。

続いて、境界確定訴訟における法律的（訴訟法的）問題点・判決と登記・ADRと合意の執行力に関する説明がなされた。

質疑応答に入り、多くの会員から日頃の境界に関する問題に対する質問等があり、質問者とやり取りをしながらの応答も行われた。法務局職員も参加していたこともあり、実務に繋げたいとの思いのこもった内容の質問に会場も真剣なやり取りに聞き入っていた。

今回の研修会はこれからの筆界特定やADRに直接関係する研修であり、山形会の意気込みを感じた研修会であった。

広報員　田原浩之

「思いやりのあるセンターを目指して」

静岡境界紛争解決センター　センター長　中野　俊男

静岡会が第78号（土地家屋調査士会では10番目）の「ADR認証」を取得できましたことは、日本土地家屋調査士会連合会ADR担当役員の皆様、関東ブロック協議会のADR認証取得済みの千葉会、神奈川会、長野会の皆様の厚い御指導がありましたことによるものと、感謝いたしますとともに、御礼申し上げる次第です。

1．ADR認証取得検討委員会

平成20年7月1日発足
構成メンバー　30才代会員　2名
　　50才代会員　1名
　　60才代会員　1名

4名にてADR認証取得について討論を開始するも、ADR法による「認証」と土地家屋調査士法による「指定」のことを理解するために、ADR認証取得会の規則、規程を読むことにしました。ADR法第25条「時効の中断」、26条「訴訟手続の中止」、27条「調停の前置に関する特例」、第28条「報酬」により、「認証」を取得すべきとの答申を平成20年11月26日、静岡会理事会に提出しました。

2．ADR認証取得委員会

ADR認証取得検討委員会の答申を受けて、理事会において認証取得の議決がされ、これにより認証取得委員会が、検討委員会と同じメンバーで組織されました。

3．規則、規程等の作成作業

指定を受けたときの規則、規程等をADR法認証に適した内容に変更すべく、作業を開始しましたが、ADR法第1条から16条までを理解するのに、月2回の委員会では時間が足りませんでした。

規則、各規程のあり方を、認証取得された会の形式を取り入れ、規則の条文を主たるものにし、規程（費用規程、運営規程、手続実施規程）に細かい条文を作ることにしました。ADR法の各条文とのつき合わせ等作業は時間ばかりが経過して、思うように進展しませんでした。

逆転の発想で、四段表から作ることにしました。このことにより、ADR法の条文と規則、規程のあり方が少しずつ解り始めました。

4．申請作業

規則、規程の骨子が固まったところで、申請の段取りとして、平成22年3月6日の理事会において、了承を受けました。

同年3月10日、日本土地家屋調査士会連合会に申請書下書を送付しました。

同年3月29日に神奈川会事務局を会場として、日本土地家屋調査士会連合会による「事前面談」が行われました。規則、規程の条文の中に「特別な関係」「特段の事情」等、判断基準が曖昧になる条文がありましたが、削除しました。

同年4月6日、日本土地家屋調査士会連合会に修正後の申請書下書を添付書類とともに送付しました。

同年4月30日、法務省大臣官房司法法制部審査監督課にて事前面談があり、当会木村会長、三井総務部長、私の3名で伺いました。緊張の中で質問に対する回答をしました。スケジュール的なことの話になり、本会総会で議決された決算、予算書を添付した申請書を提出することになりました。

平成22年5月28日、本会定時総会で議決された決算、予算書を添付し、平成22年6月2日、法務省大臣官房司法法制部審査監督課、担当の第1係長に提出しました。現地ヒアリングの日程を7月上旬と決め、現地ヒアリングの準備に取り掛かりました。

センター事務局には「掲示」の義務があり、一般の外部の人が立ち入ることができる部屋の室内の壁面に見やすいように張り出すこと、またカウンターに冊子を備え置き、常に当該外部の人が手にとって閲覧することのできる状態にしておく必要があることから、閲覧場所のカウンターの設置等の事務局事務

室の模様替えがあり、各担当役員に作業分担をお願いし、工事に着手しました。

法務省から「現地ヒアリングの日程を早めたい。」との主旨の連絡がありました。6月25日に調整し、ヒアリングに出席する者の人選をし、当日を迎えました。

質問にお答えした後、宿題が出され、その内の1つに「測量費用の算出(積算)方法について」がありました。会員からの報酬アンケートの中から標準的な算出額を提示し、物件により条件設定が異なり、積算額も異なる旨の回答をいたしました。

5. 認証取得

平成22年9月15日、法務省大臣官房司法法制部審査監督係長の山川博樹様から、当会木村会長に認証書が交付されました。なお当日、日本土地家屋調査士会連合会志野副会長、竹谷常務理事、矢吹事務局職員が同席してくださいましたことを御礼申し上げます。

6. 今後の課題

まず、急務なことは相談員・調停員の育成であります。

境界紛争がゆえに本来の職務での考え方が先に立ち、各資料から筆界、所有権界を探求してしまいがちになります。当事者から紛争に至った経緯等を聴く作業を日常生活の中にもある会話で訓練することも大切な要因かと考えています。

研修会等で、講師の先生からロールプレイのあり方等御指導いただきますが、なかなか身に付きません。そこで、ADR認定土地家屋調査士全員を対象とした研修会でのロールプレイでは時間がかかることから、「少数精鋭」で特訓を始めました。

次に静岡会予算から特別会計でセンター予算を編成していることに全会員から「満場一致」で議決されていない点に関し、どのような成果で理解を得ることができるかであります。

センターが受け取る報酬で運営ができれば問題はないのですが、紛争の数が増えることは世間一般的には好ましいことではありません。そこでセンターが収益を上げる道はないものか、現在模索中であります。

コンビニエンスストア「セブンイレブン」のキャッチコピー、「開いてて良かった」ではありませんが、センターに「相談」に来て良かったと言われるセンターを目指しています。

その日が来るためにはなお一層の努力が必要ですが、一歩一歩の前進あるのみです。

平成22年度 第6回 電子政府オンライン申請体験フェアに参加して

日本土地家屋調査士会連合会　広報部

平成22年12月1日(水)、午前10時30分から午後5時まで東京国際フォーラム(ホールB7)において「平成22年度 第6回 電子政府オンライン申請体験フェア」が開催された。

このフェアの対象者は「電子申請に興味がある方」、「総務・経理業務の担当者」、「各手続きに関わりの深い士業」があげられる。また、今回のフェアの主催者は社団法人 行政情報システム研究所であり、私たち日本土地家屋調査士会連合会はこのイベントを後援している。

当日、会場内での写真撮影が禁止されていたため、会場の風景をお知らせできないことをお断りいたします。

ワークショップ：電子政府の総合窓口(e-Gov)

電子政府のポータルサイトは「政府のポータルサイト」と呼ばれている。e-Govでは行政機関がインターネットを通じて提供している行政情報(各府省がホームページで公開している行政情報、現行の法令、パブリックコメント等)の総合的な検索・案内サービスや、自宅や会社のパソコンから国の行政機関への手続きを行うことができる窓口サービス(電子申請)を提供している。

e-Govワークショップでは申請を本番さながらに体験できる「体験システム」が準備され、今回のフェアではその「体験システム」を使用して、実際の電子申請の一連の流れを体験できるようになっていた。

他の出展でも同様であったが、「体験システム」の提供はオンライン申請促進のための重要なツールであると実感した。

社会保険・労働保険関係手続き

社会保険や雇用保険の資格取得/喪失届や労働保険の年度更新など、主に事業主や社会保険労務士が申請届出を行う手続きは平成22年1月に労働保険適用徴収システムがe-Govに移行し、社会保険・労働保険関係手続きの全てがe-Govから申請可能となった。

今回e-Gov体験システムを利用し、社会保険・労働保険関係手続きの申請体験(書面の添付なし)が行われていた。

公的個人認証サービス

インターネットを利用して安心・安全に確定申告(e-Tax)など行政手続きを行うためには他人を装って虚偽申請する「なりすまし」や、送信データを書き換える「改ざん」などへの対策が必要になる。公的個人認証サービスはこうした「なりすまし」や「改ざん」などを防ぐために都道府県が提供する本人確認の手段であり、e-Taxなどの行政手続を行う際に利用されている。

すべてのオンライン申請の基礎となる申請人の本人確認に関する技術的、制度的な説明がなされていた。

商業登記に基づく電子認証制度

商業登記に基づく電子認証制度は会社･法人が国･地方公共団体等に対してオンラインで、登記手続、e-Tax、eLTAX、特許及び社会保険・労働保険関係手続きなど、各種手続きを行う際、電子署名を行うときに必要となる会社・法人の代表者等の電子証明書を発行する制度であり、平成12年10月に運用を開始し、今年で10年目である。

商業登記に基づく電子認証制度のブースでは会社・法人の電子証明書を取得するためのソフトウェアをインストールしたパソコンを使用して、電子証明書の発行を申請する際に必要なデータの作成や電子証明書のダウンロードに関する端末操作を含めた、会社・法人の電子証明書の取得方法などについての説明がなされた。

ワークショップ：登記・供託オンライン申請システム ―かんたん証明書請求―

オンラインによる登記事項証明書等の送付請求はオンラインで請求した不動産登記、商業･法人登記、動産譲渡登記及び債権譲渡登記に係る登記事項証明書等について、請求人の住所(請求書の送付先欄に記載されたあて先)に郵送する等の方法により取得することができる制度である。これまでは「法務省

オンライン申請システム」を利用していたが、平成23年2月14日(月)から「登記・供託オンライン申請システム」を利用した新しい請求方法に変更される。

平成23年2月14日(月)の新システム導入により不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記及び債権譲渡登記に係る登記事項証明書等のオンラインによる請求方法が大きく変更されることから、新システム運用開始に先立ちJREのインストールなどの事前の環境設定が不要で、Webブラウザのみで利用可能である「かんたん証明書請求」について「体験システム」を用いた申請体験が行われた。

ワークショップ：国税電子申告・納税システム —e-Tax—

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は申告、申請・届出などの国税に関する各種手続き及び納税について、税務署や金融機関に赴くことなく、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムである。

国税電子申告・納税システムーe-Taxーのブースでは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、

1)e-Tax利用開始届出書の提出
2)電子証明書の登録
3)所得税確定申告書データの作成
4)電子署名の付与
5)申告書データの送信
6)送信結果の確認

までの一連の流れを疑似体験することができた。

地方税電子申告 —eLTAX—

地方税における申告等の手続きをインターネットを利用して電子的に行う、地方税ポータルシステム「eLTAX」(電子申告・電子納税・電子申請・届出)及び市区町村と年金保険者間のデータ授受を行う、個人住民税の公的年金等からの特別徴収システム(年金特徴)を運営している。平成23年1月には国税庁との所得税確定申告書データ連携システム(国税連携)が開始される予定である。

地方税電子申告—eLTAX—ブースでは無料のeLTAX対応ソフトウェア「Pcdesk」のデモンストレーションを行い、申告書等の作成を操作体験が行われた。

特許等のインターネット出願

特許・実用新案・意匠・商標の出願などの手続きは自宅や会社のパソコンから特許庁へオンライン手続きが可能である。特許庁への電子出願は本人認証に電子証明書を利用し、手続き毎に厳密な本人認証を行うことで、なりすましによる申請や情報の改ざん防止が行われている。

ここのブースでは特許庁への電子出願の事前準備や操作方法の紹介、デモンストレーションなどが行われていた。

自動車保有関係手続きのワンストップサービス

自動車保有関係手続きのワンストップサービスとは保管場所証明関係手続き、自動車の検査登録関係手続き、自動車重量税の納税手続き並びに自動車税及び自動車取得税の納税手続きについて、一度に申請・申告を行うこと及びオンラインで決済を行うことを可能して、行政機関の窓口を訪問する回数を大幅に削減したものである。

体験システムでは住民基本台帳カードを所有していれば、申請や手数料及び税の納付が自宅に居ながらにしてできること、また、申請内容の補正についても自宅に居ながらにできることが紹介された。

Pay-easy（ペイジー）

ペイジー収納サービスは各種行政手続きのオンライン申請に連動して、パソコン等から手数料や税金を納付できる電子決済サービスである。金融機関や役所の窓口に出向く必要がなくなるので、移動時間や待ち時間が節約できるとともにキャッシュレスで安全に支払うことが可能であり、窓口が閉まっている夜間休日でも利用可能である。

「ペイジー利用デモ体験」ブースではペイジーによる支払い(インターネットバンキング、ATM)のデモ体験が紹介された。また、「ミニステージ」では「ペイジー収納サービス」や、オンライン申請に連動して国庫金をワンストップで納付できる「ダイレクト方式」の概要などの紹介が行われた。

師走の平日にもかかわらず、多数の参加者があった。また、ほとんどの方が事前登録をされていることが印象的であり、参加者の多くは一般の方よりも資格者、自治体担当者ではなかったかと思われる。

オンライン申請が導入された当時と比較してかなりの会員の方が対応されていますが、今日では各省庁が普及に向けた取り組みを積極的に行っている印象を受けたフェアであった。

【平成23年度】測量機器総合保険（動産総合保険）中途加入のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店：有限会社　桐栄サービス／引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

本ご案内は2011年5月1日保険始期分のご案内となっておりますので、ご注意ください。

2011年4月20日（本案内の締切）以降にお申し込みされる際は取扱代理店にお問い合わせください。

日調連共済会　測量機器総合保険の特徴

会員が所有・管理する測量機器（製品No.のある機器に限る）について業務使用中、携行中、保管中等の偶然な事故による損害に対し、保険金をお支払いします。

例えば、①測量中誤って測量機器を倒し壊れた。
②保管中の測量機器が火災にあい焼失した。
③測量機器を家に保管中盗難にあった。　　等

＜この保険は日調連共済会が保険契約者となる団体契約です＞

【平成23年度保険開始分のお引き受け条件】

◎保険料について　→　保険金額10万円につき、年間保険料は2,650円となります。
※保険金額の算出については次ページをご参照ください。
保険料率は平成22年度と変更ございません。
（例）保険金額100万円の場合、年間保険料は26,500円

◎縮小支払割合90%（昨年通り）
→　損害保険金＝（損害の額－免責金額）×保険金額(注)／保険価額（時価額）×90%
（注）保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は、保険価額（時価額）とします。

◎免責金額は15万円（昨年通り）となります。

＜平成24年度以降のお引き受け条件について＞

・平成24年度以降の保険料につきましても、本総合保険制度（団体契約）の損害率（支払保険金／保険料）に応じて保険料の引き上げ・引き下げを行う運営といたします。

1. 保険の対象

会員が所有・管理する「製造No.のある測量機器」（下記①～③のみ）

①測量機器本体（従来方式のトータルステーション、トランシットに限ります。）
②プリズム（製造番号がないものはお引受できません。）
③整準台（測量機器本体と合わせて申し込む場合のみ）

※製造No.のない機器及び三脚は保険の対象になりません。
※データコレクター、ポケコンは保険の対象になりません。
※GPS方式等、新方式の測量機器については、保険の対象となりませんので、個別に桐栄サービスまでお問い合わせください。

2. 保険金額の設定方法

保険金額は保険価額（時価額）を基準として設定します。
（千円単位を四捨五入し万円単位とする。）

＜保険価額（時価額）の算出方法＞保険価額（時価額）＝購入時の定価×償却率係数

※購入時の定価、購入年については購入当時の資料（領収書・明細・カタログ等）をご確認の上、正確に設定ください。
正確な設定がない場合、事故発生時に損害の額を全額お支払いすることができなかったり、お客さまにとって保険料の無駄なお支払いとなることがありますのでご注意ください。

＜償却率係数＞

購入年（平成）	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年以前
係　数	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3

3. 年間保険料

$$\frac{\text{保険金額（上記保険価額で設定下さい）}}{\text{10万円}} \times \text{2,650円} = \text{年間保険料}$$
（円単位を四捨五入し10円単位とします。）

（ご加入例）

1. 保険の対象とする機器の製造番号を確認ください。（製造番号のないものは対象となりません。）
   例）測量機器本体（製造番号23046）・平成18年購入・購入時の定価105万円
2. 保険対象機器の購入価額、購入年をご確認の上、保険価額（時価額）を計算してください。

保険の対象機器	購入時の定価（A）	購入年（平成）	償却率係数（B）	保険価額（A）×（B）
測量機器本体	105万円	18年	0.6	63万円

（例） $\frac{\text{63万円（保険金額…保険価額通り設定の場合）}}{\text{10万円}} \times \text{2,650円} = \text{16,700円}$

$$\text{16,700円} \times \frac{\text{11ヶ月}}{\text{12ヶ月}} = \text{15,310円（お支払いいただく保険料）}$$

4. お支払いする保険金

$$\text{損害保険金} = \left[\text{（損害の額} - \text{免責金額）} \times \frac{\text{保険金額}^{(注)}}{\text{保険価額（時価額）}}\right] \times \boxed{\text{縮小支払割合 90\%}}$$

※免責金額＝15万円。 免責金額は、全損（推定全損を含みます。）および火災、落雷、破裂・爆発以外の事故により発生した損害について適用されます。
※お支払する保険金は、保険金額が限度です。ただし、保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は保険価額（時価額）が限度となります。
※修理内容・修理金額によっては、それが保険金額の範囲内であってもそれをここでいう『損害の額』とすることができない場合があります。すなわち、その修理によって、その後その物件の耐用年数が延びる等の価値の増加が見られる場合はその分を控除したものを『損害の額』として算出することになります。
（注）保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は、保険価額（時価額）とします。

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
損害保険金	●保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱い上の不注意等の偶然な事故によって生じた損害がお支払いの対象となります。 （注）別途定める免責事由に該当する事故を除きます（「保険金等をお支払いできない主な場合」をご参照ください。）。 例えば、次のような損害が対象となります。 ① 火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害 ② 風災、雹（ひょう）災、雪災によって生じた損害 ③ 盗難による損害 ④ 航空機の落下、車両・船舶などの衝突によって生じた損害 ⑤ 衝突・脱線・転覆等の輸送中の事故によって生じた損害 ⑥ 水濡れによって生じた損害（雨、雪もしくは雹（ひょう）の吹込みや雨漏り等による場合を除きます。） ⑦ 上記①～⑥以外の不測かつ突発的な事故（破損、汚損等）	●損害保険金 上記4の説明をご参照ください。
費用保険金	●残存物取片づけ費用保険金 損害保険金が支払われる場合で、残存物の取片づけのために費用を支出した場合	●残存物取片づけ費用保険金 実費（損害保険金の10%限度）をお支払いします。
	●修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、保険会社の承認を得て支出した費用がある場合（代替物の賃借費用等。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。）	●修理付帯費用保険金 1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。
	●損害防止費用 損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合	●損害防止費用 損害保険金とあわせて保険金額を限度にお支払いします。

5. 保険金をお支払いしない主な場合

●保険料をお払込みいただく前に生じた事故(「初回保険料口座振替特約」等、保険料の払込みを猶予する特約をセットした場合を除きます。)
●保険加入者、被保険者(保険加入者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
●被保険者でない方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方(その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。
●風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)の吹込みや雨漏り等による損害。ただし、保険の対象を保管する建物またはその開口部が風災(台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。)、雹(ひょう)災または雪災(豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。)によって直接破損した結果、保険の対象が損害を受けた場合は保険金をお支払いします。
●直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって生じた損害
●核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。またこれら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
●保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
●直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な措置としてなされた場合は保険金をお支払いします。
●直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険加入者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害の場合は、保険金をお支払いします。
●直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
●紛失または置き忘れによって生じた損害
●外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災(焦損害を除きます。)または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
●保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
●台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
●詐欺または横領によって生じた損害
●保険の対象に加工をほどこした場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手後から加工終了までの加工ミスに直接起因しない損害については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹(ひょう)災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水ぬれ、騒擾(じょう)、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。
●真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害
●かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等、保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損傷。ただし、これらの損害が、これら以外の損害と同時に発生したときは、保険金をお支払いします。
●万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害
●保険加入者、被保険者もしくは保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
●美術品等の格落ち(保険の対象の価値の低下)によって生じた損害
●保険の対象である楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断、打皮の破損または音色もしくは音質の変化
●日本国外で生じた事故による損害

●自力救済行為等によって生じた損害
●1時間未満の電力の停止や異常な供給により、保険の対象である商品・製品・原材料等のみに生じた損害
●異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
●脱毛による損害
●保険の対象が耕工作車・機械である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク等のみに生じた損害。ただし、保険の対象と他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金をお支払いします。
●温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠除によって生じた損害（保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合には、温度変化による損害は、偶然な事故による冷凍・冷蔵・保温設備装置の物理的な損傷等に起因し、1時間以上の機能の停止があった場合に生じた損害に限りお支払いの対象になります）。ただし、火災、落雷または破裂・爆発によって生じた場合には、保険金をお支払いします。
●保険の対象が水中もしくは地中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
●保険の対象が宝石・貴金属である場合には、営業時間外において金庫外に保管中の保険の対象に生じた盗難による損害 等

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約を必ずご確認ください。

6. ご加入の方法

（1）申込先：有限会社桐栄サービス
（申込書類は桐栄サービスまでご請求ください。）

（2）申込締切：平成23年4月20日（水）

（3）保険期間：平成23年5月1日午後4時から平成24年4月1日午後4時まで
※4月1日が保険始期の募集につきましては締め切らせていただいております。
5月1日が保険始期となりますので、ご注意ください。

（4）保険料のお支払方法：現金書留に申込書・計算シートを同封の上、桐栄サービスにご送付ください。

※詳しくは桐栄サービスまでお問い合わせください。
※平成24年4月1日からのご契約につきましては、本年12月に改めてご案内いたしますので再度お手続きくださいますようお願い申し上げます。
※本案内は測量機器総合保険（動産総合保険）の特徴を説明したものです。
詳細はパンフレットをご覧ください。

〈お問い合わせ先〉
日本土地家屋調査士会連合会共済会
＜取扱代理店＞有限会社桐栄サービス（担当：三神）
東京都千代田区三崎町1丁目2－10　土地家屋調査士会館6F　03（5282）5166
＜引受保険会社＞三井住友海上火災保険株式会社　公務第二部営業第三課（担当：藤岡、芦川）
東京都千代田区神田駿河台3－9　03（3259）4061

A10-100292（2010年12月承認）

地籍問題研究会

設立のお知らせ

2010年10月3日、東京・日比谷公会堂で開催された「地籍シンポジウム2010/土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」において、地籍に関する研究に関心を持たれる多くの発起人の方々により、地籍問題研究会の設立が宣言されました。

設立趣意書

古くは、7世紀の班田収授の法に遡ると言われる日本の地籍に関する制度は、明治維新以降、幾多の変遷を経て、今日では、不動産登記法によって体系化された制度として定着し、不動産にかかる権利の保全・利用・取引・流通・管理にとって最も重要な制度のひとつとして評価を得ています。

私たちの暮らしに不可欠な土地の毎筆の現状を正確に把握し、これを公示する制度は、それぞれの国の成り立ちや社会の発展過程と、密接に関係して形づくられてきたものであり、法秩序の安定とこの制度を利用するすべての人々の信頼を得て、はじめて有効に機能する仕組みであると言えるのではないでしょうか。

私たちの生活する社会は、世界的な規模で繰り広げられている金融・経済活動と連動した高度に情報化が進んだ、絶えず変化する社会であり、あらゆる分野において、従来の仕組みを固定化してとらえることなく、将来にわたり、多くの市民にとって有効で利用しやすい仕組みはどうあるべきかを追い求める必要があると考えるに至りました。

地籍に関する研究に取り組むに当たっては、登記制度、登記実務、測量技術のみならず、土地法制や歴史・文化、生活環境、都市計画、農業・林業、不動産取引等、多岐にまたがる分野についての識見が必要となりますが、残念ながら、地籍を体系的に研究する分野については、その研究環境が整っているとはいえず、その研究成果も多いとはいえない状況にあります。

他方では、この分野に関係する人々が、学域・業域の枠組みを越えて、地籍に関する実務者とも連携ができる研究会を待ち望む声も数多く届いています。

このことを踏まえ、地籍に関する制度及びその環境の充実発展に資することを目的として「地籍問題」に関する調査・研究・情報発信の拠点として「地籍問題研究会」を発足させるものであります。

2010年10月
地籍問題研究会発起人一同

この研究会は、地籍に関する研究者、実務者その他、地籍問題に関心を持つ者相互の協力を図り、研究発表、情報交換等の場を提供することを通じて、地籍に関する研究の推進、実務の改善及び制度の発展に寄与することを目的とし、(1) 研究報告会、講演会等の開催、(2) 地籍に関する研究者及び実務者の育成及び支援、(3) その他研究会の目的を達成するために必要な活動を行うこととしております。

研究会の代表幹事には鎌田薫先生（早稲田大学総長）、副代表幹事には清水英範先生（東京大学教授）、副代表幹事兼事務局長として鎌野邦樹先生（早稲田大学教授）が就任されました。

地籍問題研究会発起人一同（50音順、肩書きは設立日現在）

安達栄司　（立教大学大学院法務研究科教授）
池田隼啓　（日本税理士会連合会会長）
碓井照子　（奈良大学文学部地理学科教授）
大石久和　（(財)国土技術研究センター理事長）
小笠原希悦（社)全国国土調査協会常任理事）
折田泰宏　（弁護士）
鎌田 薫　（早稲田大学大学院法務研究科教授）
鎌野邦樹　（早稲田大学大学院法務研究科教授）
上條勝也　（国土建設学院理事長）
川口有一郎（早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授）
小柳春一郎（獨協大学法学部教授）
齊藤広子　（明海大学不動産学部教授）
坂本 勇　（元吉備国際大学教授、JICA専門家）
阪本一郎　（明海大学不動産学部教授）
鮫島信行　（(社)農業土木事業協会専務理事）
鹿田正昭　（金沢工業大学環境土木工学科教授）
七戸克彦　（九州大学大学院法学研究院教授）
柴崎亮介　（東京大学空間情報科学研究センター教授）
清水 湛　（弁護士）
清水英範　（東京大学大学院工学系研究科教授）
申 順 浩　（大韓民国木浦大学校社会科学大学地籍学科教授）
谷下雅義　（中央大学理工学部土木工学科教授）
堤 盛人　（筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授）
土井真一　（京都大学大学院法学研究科教授）
波光 巖　（弁護士）
花井増實　（弁護士）
林 亜夫　（明海大学不動産学部教授）
藤井俊二　（創価大学大学院法務研究科教授）
藤原勇喜　（早稲田大学法学部非常勤講師、元公証人）
細田長司　（日本司法書士会連合会会長）
松岡直武　（日本土地家屋調査士会連合会会長）
松尾英夫　（桐蔭横浜大学法学部・法科大学院客員教授）
丸山英氣　（千葉大学法経学部名誉教授）
村田博史　（京都産業大学大学院法務研究科教授）
安本典夫　（名城大学法学部教授）
山田 文　（京都大学大学院法学研究科教授）
山本和彦　（一橋大学大学院法学研究科教授）
和田仁孝　（早稲田大学大学院法務研究科教授）

入会のご案内

現在、地籍問題研究会では、広く会員を募集しております。会員には3種類の種別があり、研究会の目的に賛同し、恒常的に活動に参加する個人を正会員、正会員の紹介等に基づき活動に参加する学生等の個人を准会員とし、さらに研究会の目的に賛同する法人又は団体を賛助会員として、入会申込みを受け付けています。

入会を希望する方は、下記事務局（日本加除出版㈱内）に詳細をお問合せください。

研究会の目的（規約第2条所定）	**研究会は、地籍に関する研究者、実務者その他、地籍問題に関心を持つ者相互の協力を図り、研究発表、情報交換等の場を提供することを通じて、地籍に関する研究の推進、実務の改善及び制度の発展に寄与することを目的とする。**
研究会活動（規約第3条所定）	**(1) 研究報告会、講演会等の開催** **(2) 地籍に関する研究者及び実務者の育成及び支援** **(3) その他研究会の目的を達成するために必要な活動**
役　員	**代表幹事　鎌田　薫（早稲田大学）** **副代表幹事　清水英範（東京大学）** **副代表幹事・事務局長　鎌野邦樹（早稲田大学）** **幹　事　小笠原希悦（全国国土調査協会）、川口有一郎（早稲田大学）、坂本勇（元JICA専門家）、阪本一郎（明海大学）、鮫島信行（農業土木事業協会）、清水湛（弁護士）、藤井俊二（創価大学）、松岡直武（日本土地家屋調査士会連合会）、村田博史（京都産業大学）、安本典夫（名城大学）** **監　事　林亜夫（明海大学）、松尾英夫（桐蔭横浜大学）**
年 会 費	**正会員　7,000円** **准会員　2,000円** **賛助会員　50,000円(一口)**

地籍問題研究会事務局

事務局長　鎌野邦樹（早稲田大学法学部教授）
事務局　171-8516 東京都豊島区南長崎3-16-6　日本加除出版株式会社
電話　03-3953-5757㈹　FAX 03-3953-5772
電子メール　makabe@kajo.co.jp（担当・企画部 真壁）
※入会申込みの詳細はメールにてお問い合せください。

事務局紹介 Vol.20

三重県土地家屋調査士会事務局

古来から「美(うま)し国」と呼ばれていたように三重県は豊かな自然と美しい風景、伊勢神宮や熊野古道などに代表される歴史や文化、伊勢えびや松阪牛をはじめとする新鮮な海山の幸に恵まれた観光名所の多い地域です。

南北に長い三重県は北から名古屋圏に最も近く全国でも数少ない木製コースターがある長島温泉を代表とする桑員支部をはじめとして、伊勢湾沿いに石油コンビナートで知られる四日市支部、車の町でありF1グランプリレースの開催される鈴鹿サーキットで有名な鈴鹿支部、県庁所在地であり、清少納言や紫式部の時代から日本の3大名泉として知られる榊原温泉のある津支部、松阪牛で有名な松阪支部、大阪・奈良に近く伊賀忍者の里で知られる伊賀支部、古くからお伊勢参りとして、全国各地からお参りに訪れる伊勢神宮の20年に一度の大祭、式年遷宮が平成25年に古式のままに行われる予定で盛り上がりを見せている伊勢支部、南は太平洋沿いに世界遺産に指定された熊野古道で有名な紀北支部と熊野支部の9支部293名(法人1含む)<平成22年12月1日現在>の会員により構成され、事務局は県庁所在地でもある津市の駅の近くにあります。

現在の会館は平成5年に建設され、県の企業庁が入っておりましたが転居、12年前から三重県土地家屋調査士会にて契約、賃貸で入居しております。しかし、会員の長年の夢であった、自分たちの会館を建設したい気持ちが全会員による熱意と拠出金の協力を生み、新会館の建設が総会にて決まり、その後、建築業者も決定、地鎮祭が行われ、平成23年3月に念願の自前の会館が完成し、入居の予定になっております。

新会館には新しく境界問題相談センターみえ(仮称)開設に向けてのADR調停室、ADR控え室等々を配備したモダンな建物となっており、現在の会館から3キロメートル程離れた国道23号のバイパス沿いに建てられ、看板等が目立つ交通便利な位置になっております。会員も事務局も入居できる日を楽しみにして移転に向けての準備及び整理等を行っている状況です。

事務局は事務局長を中心に事務局員3名(内パート局員1名)にて、日々の業務をこなしており、役員の方々を支え、会員の皆様から親しまれ、ご期待に添えることのできる円滑な会務処理を心がけております。

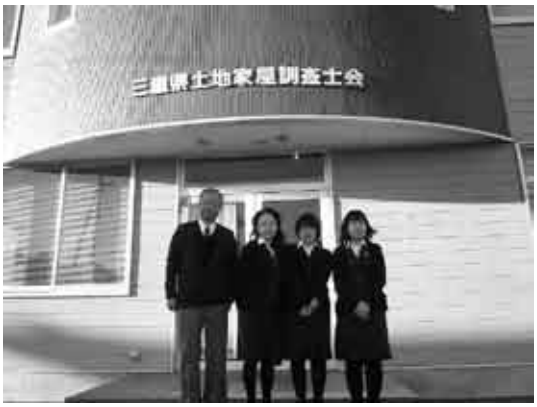

三重県土地家屋調査士会連絡先
〒514-0008
三重県津市上浜町六丁目155番地1
TEL：059-227-3616　FAX：059-225-2930
URL：http://www.mie-chosashi.or.jp
MAIL：honkai@mie-chosashi.or.jp

函館土地家屋調査士会事務局

― エキゾチック・箱　館 ―

北海道の表玄関、函館は津軽海峡の中央に位置し、函館山が海中に突出して、常に海水がこれを巡って深く湾入し、別名『巴の港』と呼ばれ、鯨のしっぽのようにくびれた独特の地形を成しています。この街は標高334ｍの函館山から、その眺望を楽しむことができます。

函館山は牛が寝そべっている姿に似ているので臥牛山（がぎゅうざん）ともいわれ、約100万年前の火山爆発により原形ができたといわれています。当時は亀田半島（北海道）とは独立した島でしたが、長い歳月をかけて海流が運ぶ砂などの堆積物により陸つながりとなり、一番細い部分は1キロメートルで現在の函館市役所周辺となります。

230年にも及ぶ徳川幕府の鎖国時代が終止符をうち、海外に門戸を開いた『安政の開国』に開港された5港都市の1つ、函館。その町並みには多くの歴史と文化の足跡が残っています。

箱館港に初めて入港した外国船は寛政5年（1793年）、交易を求めてやってきたロシアのエカテリーナ号でした。江戸幕府は北方警備のために享和2年（1802年）箱館奉行を置きました。箱館は蝦夷地の中心として栄え始めます。

― 文明開化のはじまりは元町（西部地区）から ―

今は元町公園として親しまれていますが、ここが函館発祥の地。道南の行政の中心でもありました。

美しい坂の街でもある函館。その坂を代表する基坂（もとい ざか）には室町時代に河野氏の館があり、この館の形から『箱館』の地名が生まれたといわれています。

元町にはハリストス正教会をはじめ、世界の宗教建築が街並みに溶け込み、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されています。

ウォーターフロントには明治42年に建てられた商港函館の軌跡、赤レンガ倉庫群が美しく港に映えています。

毎年12月には『はこだてクリスマスファンタジー』が開催され、姉妹都市カナダのハリファックス市から海を渡ってやってくる、高さ18ｍのもみの木が海に浮かび2万個の電飾が輝きます。12月1日～25日まで、毎日18時にツリー点灯と同時に花火が打ち上がります。

ツリーは24時まで点灯され、期間中各種多彩なイベントが開催されます。是非、ハイカラな街函館へ足をお運びください。

さて、函館会は会員数59名（5支部）、当会会館『桐朋会館』は平成5年1月に竣工され、1階には㈱岩崎、北海道行政書士会函館支部、2階には函館測量設計業協会と会議室、3階に函館司法書士会と当会が入っております。

当会事務所は函館公共嘱託登記土地家屋調査士協会と合同で、事務局は2名体制で、各々担当を決め、本年4月に設立された土地境界問題相談センター函館、政治連盟の事務も兼務し、日々奮闘しております。

函館土地家屋調査士会連絡先
〒040-0033
北海道函館市千歳町21番13号
TEL：0138-23-7026　FAX：0138-23-4486
URL：http://www6.ocn.ne.jp/~hakotyo/
MAIL：hakotyo@tune.ocn.ne.jp

大規模災害基金状況

平成 22 年 12 月 15 日現在

ご協力いただきありがとうございます。

収支状況

単位会からの拠出金計	¥	175,058,712
他の寄付金等収入計	¥	6,831,213
一般会計繰入金計	¥	16,000,000
見舞金計	¥	−50,305,000
他の支出	¥	−658,805
	¥	146,926,120

各会からの大規模災害拠出金合計
（平成 9 年度から平成 22 年度まで）

平成 22 年 12 月 15 日現在

各調査士会	拠出金額	各調査士会	拠出金額	各調査士会	拠出金額
東京	¥ 16,490,000	愛知	¥ 7,607,295	宮崎	¥ 2,247,000
神奈川	¥ 7,500,000	三重	¥ 3,027,081	沖縄	¥ 2,417,000
埼玉	¥ 10,967,820	岐阜	¥ 1,939,323	宮城	¥ 1,845,958
千葉	¥ 5,251,029	福井	¥ 1,104,786	福島	¥ 3,486,051
茨城	¥ 4,601,500	石川	¥ 1,797,000	山形	¥ 962,426
栃木	¥ 1,741,500	富山	¥ 1,755,000	岩手	¥ 1,978,243
群馬	¥ 2,907,000	広島	¥ 1,596,424	秋田	¥ 1,306,852
静岡	¥ 7,488,199	山口	¥ 1,411,000	青森	¥ 1,962,300
山梨	¥ 1,152,370	岡山	¥ 1,537,750	札幌	¥ 4,086,843
長野	¥ 2,865,500	鳥取	¥ 1,086,500	函館	¥ 873,000
新潟	¥ 4,465,900	島根	¥ 1,167,000	旭川	¥ 847,000
大阪	¥ 15,487,000	福岡	¥ 5,688,000	釧路	¥ 1,297,000
京都	¥ 1,481,845	佐賀	¥ 1,354,000	香川	¥ 1,800,000
兵庫	¥ 15,414,812	長崎	¥ 2,744,000	徳島	¥ 945,209
奈良	¥ 1,505,564	大分	¥ 2,383,000	高知	¥ 1,177,000
滋賀	¥ 1,913,632	熊本	¥ 2,586,000	愛媛	¥ 2,505,000
和歌山	¥ 1,299,000	鹿児島	¥ 4,005,000	合計	¥ 175,058,712

災害見舞金支出一覧①
（平成15年度まで）

平成 22 年 12 月 15 日現在

支払日	所属会	氏名		合計
H10. 8.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	茨城	会員 1名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	福島	会員 1名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	高知	会員 3名	集中豪雨	¥ 60,000
H11. 4.14	岡山	会員 1名	台風	¥ 20,000
H11.11.16	愛知	会員 4名	竜巻	¥ 80,000
H11.12.10	山口	会員 20名	台風	¥ 490,000
H12. 4.14	札幌	会員 1名	有珠山噴火	¥ 30,000
H12. 6.14	岩手	会員 1名	集中豪雨	¥ 50,000
H12.10. 6	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H12.10. 6	愛知	愛知会	東海地方豪雨	¥ 1,500,000
H12.10.24	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 100,000
H12.11.27	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H12.12.25	島根	島根会	鳥取西部地震	¥ 30,000
H13. 2.20	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 250,000
H13. 3.28	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H13. 4.20	広島	広島会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	山口	山口会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	岡山	岡山会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	香川	香川会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 6.29	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 200,000
H14. 8.12	岐阜	会員 1名	台風6号	¥ 100,000
H14.11.18	千葉	会員 18名	台風21号	¥ 100,000
H15. 6.17	宮城	宮城会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	福島	福島会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	山形	山形会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	岩手	岩手会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	秋田	秋田会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	青森	青森会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 8. 8	福岡	会員 1名	九州集中豪雨	¥ 100,000
H15. 8.22	宮城	会員 1名	宮城県沖地震	¥ 100,000
H15. 9.25	宮城	会員 7名	宮城県沖地震	¥ 2,000,000
			支出計	¥ 6,670,000

災害見舞金支出一覧②
(平成16年度～平成19年度まで)

平成 22 年 12 月 15 日現在

支払日	所属会	氏　名		合　計
H16. 7. 7	佐賀	会員 1名	佐賀市竜巻	￥ 200,000
H16. 7.23	新潟	会員 14名	集中豪雨	￥ 1,700,000
H16 .7.23	福井	会員 7名	集中豪雨	￥ 500,000
H16. 8. 6	新潟	会員 2名､新潟会	集中豪雨	￥ 250,000
H16 .8. 6	福井	福井会	集中豪雨	￥ 100,000
H16. 8.18	富山	会員 1名	集中豪雨	￥ 100,000
H16. 9. 3	愛媛	会員 2名	台風15号､大雨	￥ 150,000
H16. 9.16	兵庫	会員 1名	台風16号	￥ 100,000
H16. 9.16	香川	会員 7名	台風16号	￥ 700,000
H16.10. 1	函館	会員 2名	台風18号	￥ 150,000
H16.10. 1	香川	会員 2名	台風18号	￥ 150,000
H16.10. 4	広島	会員 13名	台風18号	￥ 300,000
H16.10. 4	大分	会員 4名	台風16号､18号	￥ 100,000
H16.10. 4	宮崎	会員 2名	台風16号	￥ 150,000
H16.10. 4	岡山	会員 2名	台風16号	￥ 200,000
H16.10. 8	三重	会員 2名	台風21号､大雨	￥ 300,000
H16.10.18	兵庫	会員 12名	台風16号､18号	￥ 360,000
H16.10.19	山口	会員 21名	台風18号	￥ 580,000
H16.10.19	愛媛	会員 3名	台風21号	￥ 250,000
H16.10.25	高知	会員 1名	台風16号	￥ 50,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震運営費	￥ 1,000,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震応援物資	￥ 1,000,000
H16.11. 4	兵庫	会員 2名	台風16号､18号	￥ 70,000
H16.11. 5	静岡	会員 2名	台風22号	￥ 90,000
H16.11.17	新潟	会員 34名	新潟県中越地震	￥ 8,800,000
H16.11.17	兵庫	会員 4名	台風16号､18号	￥ 100,000
H16.11.17	香川	会員6名	台風22号､23号	￥ 520,000
H16.11.24	新潟	新潟会	中越地震運営費	￥ 100,000
H16.11.25	千葉	会員 2名	台風22号	￥ 20,000
H16.11.25	兵庫	会員15名	台風23号	￥ 3,700,000
H16.12. 6	新潟	会員 9名	新潟県中越地震	￥ 550,000
H16.12. 6	兵庫	会員 1名	台風23号	￥ 20,000
H16.12. 7	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	￥ 200,000
H16.12.24	兵庫	会員 1名	台風23号	￥ 100,000
H17. 3.30	新潟	会員 14名	新潟県中越地震	￥ 2,200,000
H17. 7.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	￥ 50,000
H17.10. 7	埼玉	会員 1名	局地的豪雨	￥ 100,000
H17.10.17	東京	会員 2名	局地的豪雨	￥ 150,000
H17.10.26	宮崎	会員 3名	台風14号	￥ 1,750,000
H18. 9. 7	宮崎	会員 1名	大雨被害	￥ 200,000
H18.10. 4	長野	会員 7名	大雨被害	￥ 750,000
H18.10.20	鹿児島	会員 7名	大雨被害	￥ 900,000
H19. 3.28	石川	石川会	能登地震初動活動費	￥ 500,000
H19. 6.25	石川	会員 21名	能登地震	￥ 5,250,000
H19. 6.25	石川	石川会	能登地震	￥ 1,500,000
H19. 7.20	新潟	新潟会	中越沖地震運営費	￥ 1,000,000
H19.12.27	新潟	会員 29名	中越沖地震	￥ 3,625,000
H19.12.27	新潟	新潟会	中越沖地震	￥ 1,000,000
			支出計	￥ 41,635,000

災害見舞金支出一覧③
(平成20年度～)

平成 22 年 12 月 15 日現在

支払日	所属会	氏　名		合　計
H20. 6.25	宮城	宮城会	岩手･宮城内陸地震	￥ 500,000
H20. 6.25	岩手	岩手会	岩手･宮城内陸地震	￥ 500,000
H20.11. 5	三重	三重会	集中豪雨	￥ 200,000
H21. 9. 1	山口	山口会	中国・九州北部豪雨	￥ 300,000
H21.11.16	兵庫	会員5名	台風9号	￥ 500,000
			支出計	￥ 2,000,000

平成9年度から平成22年度までの支出合計　￥50,305,000

平成22年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6号第1項の規定による平成22年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成22年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成22年12月17日付け官報に掲載されております。

記

試験日	筆記試験（8月22日）、口述試験（11月8日）	
出願者数	6,739名	
受験者数	5,643名（午後の部の試験を免除された者であって午前の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。）	
合格者数	471名（男445名・94.5％　女26名・5.5％）	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験　満点100点中64.0点以上 かつ 午後の部の試験　満点100点中67.0点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験　満点100点中67.0点以上

（午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点60点中30.0点に、記述式問題については満点40点中24.0点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点50点中32.5点に、記述式問題については満点50点中29.0点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。）

平均年齢	36.32歳		
最低年齢	23歳	4名	
最高年齢	63歳	1名	※年齢はH22.11.30現在

生年別合格者数

生　年	人数
昭和62年	4
昭和61年	4
昭和60年	8
昭和59年	14
昭和58年	14
昭和57年	24
昭和56年	22
昭和55年	20
昭和54年	27
昭和53年	18
昭和52年	26
昭和51年	26
昭和50年	34
昭和49年	27

生　年	人数
昭和48年	21
昭和47年	26
昭和46年	31
昭和45年	16
昭和44年	13
昭和43年	10
昭和42年	15
昭和41年	6
昭和40年	9
昭和39年	5
昭和38年	4
昭和37年	8
昭和36年	5
昭和35年	5

生　年	人数
昭和34年	3
昭和33年	4
昭和32年	5
昭和31年	3
昭和30年	2
昭和29年	1
昭和28年	1
昭和27年	2
昭和26年	4
昭和24年	1
昭和23年	2
昭和22年	1
合　計	471

受験地別合格者数

受験地	人数
東　京	183
大　阪	73
名古屋	80
広　島	17
福　岡	58
那　覇	8
仙　台	23
札　幌	12
高　松	17
合　計	471

LOOK NOW

衆議院議長公邸 表敬訪問

平成22年12月15日(水)午後1時30分、松岡会長をはじめ、志野副会長、竹内副会長、関根副会長、瀬口専務理事、竹谷常務理事、大場常任理事、横山制度対策本部特命副本部長と待野全調政連会長の9名で、衆議院議長公邸を表敬訪問し、横路孝弘衆議院議長と面談をいたしました。

今回の表敬訪問については、同年4月6日の江田五月参議院議長表敬訪問に引き続き、志野副会長の旧知のお知り合いのご紹介があって実現した次第です。

松岡会長から、今回の機会を設けていただいたことと、土地家屋調査士制度制定60周年記念式典へのご臨席を賜ったことに対しての感謝の意を表するとともに、新聞記事や冊子・パンフレット等の資料類を手交して、地籍シンポジウム2010の成果等について説明をされました。

面談後、横路議長のご好意により、職員の方に公邸内を案内していただき、その歴史や機能、海外からの来賓の対応等の説明をいただきました。

会　長 レポート

11月17日～12月15日

Report

11月17日

自民党議員連盟会議
正副会長会議

正午から永田町の自民党本部会議室で自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会議が開催され正副会長、専務・常務・総務部長、全調政連・待野会長ほかと共に出席。高村正彦議連会長、塩崎恭久幹事長はじめ議連幹部の先生方に出席いただき、政府の地域主権戦略会議における登記及び供託事務等の法務局の事務・権限を地方に移管することについての検討について、日調連からはこのことに強く反対していること及びその理由等について説明。議連先生方と意見交換を行う。内閣府から地域主権戦略会議担当職員、法務省からは小野瀬総務課長ほか担当者も出席され、現状についてのヒアリングも行われた。なお、司法書士議員連盟（超党派で組成）の自民党有志議員も同時参加。日司連細田会長からも意見が述べられた。議連では法務局の事務を地域に移管することについて、反対の決議が提案され、採択された。この日夕刻、塩崎幹事長から議連終了後ただちに高村会長とともに総務省に出向き、片山大臣と面会し、決議書を手交したとの報告を頂いた。

午後　正副会長会議を開催。地域主権に関する今後の取り組み等を協議。また、第2回の全国会長会議の運営等についても意見交換。

18日

民主党土地家屋調査士議員連盟会議
全法務役員殿打ち合わせ
政策研究機構セミナー

午前　全法務省労働組合・実川和明中央執行委員長ほか全法務幹部が来会、地域主権の議論に関する意見交換を行う。今後とも連携を密にし、対応することを確認。

その後、衆議院第二議員会館で開催された民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会議に出席。中井洽・辻恵・川端達夫・向山好一・奥村展三ほか議連の先生方多数のご出席の下、懸案の地域主権に関する日調連の考えを述べさせていただき、その趣旨にご賛同いただいた。また、地籍調査や地図整備に関すること等、土地家屋調査士に関係する目下の課題等に関し、幅広に意見交換をさせていただいた。

21日

保岡興治・元法務大臣セミナー
増田寛也・元総務大臣

鹿児島市内で開催された「保岡興治さんを支える政経セミナー in 鹿児島」に瀬口専務とともに出席。この日の講師は元総務大臣の増田寛也・野村総研顧問。現下の国政や世界情勢についての講演で勉強させていただいた。終了後、短時間であったが保岡先生を交えて増田元大臣と地域主権の議論に関し意見交換、多くの示唆を頂いた。

23日

民主党・大阪府連大会

大阪市内のホテルで開催された民主党大阪府連が主催する「民主党躍進の集い」に招待を頂き、出席。大阪府連会長は樽床伸二・同党国対委員長が務めており、府下一円から各界の代表者多数が出席し、盛大な大会となった。辻恵・土地家屋調査士議連幹事長はじめ議連の先生方も多数出席されており、懇談させていただいた。

24日

正副会長会議

午前、第12回正副会長会議を開催。地域主権に関する件や午後から開催の常任理事会の上程議案等について調整。

24～25日

常任理事会

24日午後から25日午前まで第6回常任理事会を開催。各種事業の進捗状況の確認、次年度事業計画・予算案の策定方針、認定登記基準点の各会へのデータ公開の試行、筆界特定制度対応PTの今後の活動方針、全国会長会議・新春交礼会の運営等について協議。

25日

ADR特別研修収録
日本測量協会理事会

6回目となる土地家屋調査士特別研修の開講を前にこの日午後から基礎研修時に全国の会場に配信するため、研修実施主体の責任者としてのあいさつを収録。

また、理事を拝命している日本測量協会の理事会に出席。村井俊治会長、星埜由尚副会長、小野邦彦専務理事はじめ、出席の役員のみなさんと懇談・意見交換させていただく。

26日

埼玉会・市民公開講座

埼玉土地家屋調査士会(宮田精一会長)が主催する市民公開講座「震災等災害対策セミナー」に講師として出席させていただいた。
埼玉大学の川上英二教授による「地震時の木造住宅と室内家具の安全性について」と題する講演を興味深く拝聴した後、私は「震災復興における専門家の役割～敷地境界の問題を中心として～」をテーマにお話しさせていただいた。講演終了後のパネルディスカッションは同会の佐藤忠治副会長がコーディネーターとなって埼玉県やさいたま市の防災担当職員、坂戸市で自主防災組織連絡協議会長を務める三島康弘氏を交えて大災害時に地域住民・行政・専門家等が果たす役割等を議論させていただいた。

27日

島根会　60周年記念式典・ADR設立記念式典

松江市内・しんじ湖温泉にあるホテルで開催された島根県土地家屋調査士会(加藤俊彦会長)の主催する土地家屋調査士制度60周年記念式典及び「境界問題相談センター島根」の設立記念式典に出席。
午前中にホテルで島根県弁護士会・中村寿夫会長と島根県土地家屋調査士会加藤会長によるADRセンター運営に関する協定書の調印式と記者会見の模様を傍聴させていただく。
午後から開催の記念講演会では元NHKアナウンサーの鈴木健二さんによる「土地と人間の歴史」と題する講演をお聞きした。テレビ等で拝見していた柔和なお顔と語り口でご当地出雲の国曳きの話から尖閣・北方領土のことまで、示唆に富んだお話を拝聴。記念式典には松江地方法務局・山室祐一局長、溝口善兵衛島根県知事、小川正幸松江市副市長はじめ県下各界から著名人多数の出席をいただき盛会裏に挙行された。

29日

前田武志議員、辻恵議員
公明党懇話会
保岡興治前議員セミナー

午前、民主党土地家屋調査士議員連盟の前田武志会長を参議院議員会館に、辻恵幹事長を衆議院議員会館にそれぞれお訪ねし、地域主権に関することを主テーマに当面の課題等について意見交換、ご教示いただいた。

午後　公明党土地家屋調査士制度推進議員懇話会(漆原良夫会長)に緊急の議連会議(懇話会)を開催いただき、国の出先機関原則廃止の対象に法務局の事務が含まれていることについて、日調連の考えを述べさせていただいた。懇話会には山口那津男・党代表、井上義久幹事長、漆原良夫国対委員長(懇話会会長)、太田昭宏前代表はじめ党幹部の先生方多数にご出席いただいたが、日調連の主張を丹念にお聞きいただき、その趣旨にご賛意を表していただき、積極的な対応をする旨のお約束を頂いた。

夕刻　前衆議院議員・保岡興治先生の主催する政経セミナーが都内のホテルで開催され、瀬口専務とともに出席。

12月2日

武正・民主党地域主権調査会長
谷公一議員セミナー

午後　民主党地域主権調査会の武正公一会長を議員会館にお訪ねし、土地家屋調査士の基盤業務である登記事務を含む法務局の事務を地域の基礎自治体に移管することの議論についての日調連の考えを説明させていただき、ご理解・ご支援方を要望。武正会長からは調査会におけるこれまでの議論の

概要や今後の日程等についてご教示いただいた。

夕刻から阪神淡路大震災の当時は兵庫県の幹部職員として災害復興の現場で陣頭に立たれ、国会議員に当選されてからは土地家屋調査士議員連盟でもお世話になっている自民党・谷公一衆議院議員の政経セミナーに出席。この日の講師は林芳正参議院議員で国政の現状等について1時間強お話しされ、勉強させていただいた。

3日

細田日司連会長

三者連絡会

日本司法書士会連合会・細田長司会長、里村美喜夫専務理事を会館にお迎えし、瀬口専務とともに地域主権の議論に関する対応打ち合わせ会を開催。

夕刻から毎年この時期に定期開催している法務省を監督庁とする日本公証人連合会、日本司法書士会連合会と日本土地家屋調査士会連合会の三者役員による連絡会を法曹会館で開催。各団体から近況の報告と意見交換が行われた。日調連からは地域主権の議論に関する対応の状況説明に加えて、日本公証人連合会に土地家屋調査士法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の設立時の定款認証に関し、法人・協会の組成要件や業務規定に関する条項については一般法のほか、土地家屋調査士法や関連法令・通達・日調連会長見解等もご参照いただく等のご配慮方をお願いさせていただいた。同連合会長からは早速事務的な打ち合わせを開始したいとのお言葉を頂いた。

なお、この日は全国都道府県議長会の金子万寿夫会長(鹿児島県議会議長)とお会いさせていただき、地域主権に関する日調連の考えるところを説明させていただき、ご理解を得るべく予定していたところ、生憎の強風のため飛行機が休航、議長の状況が叶わず、会議は延期となった。

4日

兵庫会60周年記念シンポジウム

神戸市内にある西山記念会館で兵庫県土地家屋調査士会(江本敏彦会長)が主催する土地家屋調査士制度発足60周年、表示登記制度創設50周年、阪神・淡路大震災15年をそれぞれ記念するシンポジウムが開催され、出席。セコムのコマーシャルでもおなじみのご当地出身の俳優 笹野高史さんによる「私の役者人生」と題する講演の後、「めざせ地図作り～境界トラブルのない社会を目指して～」をテーマに阪神・淡路大震災の復興過程における取組み等を縦軸に各界からの意見や報告があり、震災復興に関わった一人としても興味深く拝聴。

8日

会務打ち合わせ

終日、連合会にて瀬口専務、竹谷常務ほかのみなさんと会務打ち合わせ。

9日

正副会長会議

午前　正副会長会議を開催し、各副会長、専務・常務・総務部長から所掌する会務の報告を受けた後、午後から開催の理事会上程議題等について協議・意見調整。

9～10日

理事会

9日午後から10日正午まで、第5回理事会を開催。次期定時総会は役員改選期でもあるが、理事会では役員の定数とブロックごとの配分について協議。国の出先機関原則廃止の議論への対応については詳しく報告させていただいた。出席役員から、各地の土地家屋調査士会、政治連盟でも司法書士会等と連携の上、地方議会等に説明にお伺いしていることが報告されたが、取り組みが地に足をつけた形で広がりを持ってきたことをとても有り難く思った。

今年度の事業の進捗や予算執行状況、次年度事業計画案等についても時間をかけて協議。ADR特別研修の受講者が減少しつつあることについての対応策等、当面の諸課題についても理事各位の考えをお聞きした。

10日

法改正検討PT
熊谷弁護士
登録審査会

理事会終了後、制度対策本部に設置した法改正検討PT会議を開催。PT内に地域主権に関する中長期的対応に関する作業班を設置することとした。

熊谷貴之弁護士に来館いただき、懸案事項についてのご意見を拝聴。

土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士登録審査会を開催。委員は規則に基づき法務省民事局・小出邦夫民事第二課長、松尾英夫・飛沢隆志の両氏(いずれも有識者委員)、國吉総務部長と私で構成している。各単位会における脱会等の手続きを経ているものの、業務廃止届等が出ていないため連合会の登録簿からは除外されていない者等について、所定の手続き経過が報告され、登録抹消の可否等を審査。

15日

衆議院議長公邸
自民党土地家屋調査士議員連盟
各種委員会

午前　会館会議室で開催中のオンライン推進委員会、法14条地図作成作業規程検討委員会に出席。

午後　各副会長・専務・常務、待野全調政連会長ほかのみなさんとともに衆議院議長公邸に横路孝弘議長を訪問。先の土地家屋調査士制度制定60周年記念式典へのご出席いただいたお礼を申し上げた。横路議長は札幌土地家屋調査士会の会長を永年務められた故 吹田侍一氏と札幌西高校の同級生ということもお伺いしていたが、土地家屋調査士に対する労いのお言葉とご公務の一端をお話しいただいた。私からは地域主権に関する議論への対応や日調連の考えを含め、現下の土地家屋調査士の制度環境等について説明させていただいた。

その後、自民党本部において、11月に引き続き自民党土地家屋調査士議員連盟会議と司法書士制度推進議員連盟、自民党議員有志の合同会議が開催され、各副会長、待野全調政連会長ほかの役員のみなさん、日司連側からは細田会長ほか幹部役員のみなさんが出席。この日は地域主権の議論に関する対応が集中的に協議いただいた。内閣府・法務省からもそれぞれ、現状の説明を頂いた。11月の議連会議での決議のとおり、さらに対応を進めていくことを確認いただいた。

会務日誌　11月16日～12月15日

11月

16日

第4回業務部会
＜協議事項＞
1　平成23年度業務部事業計画(案)及び同予算(案)について
2　調査・測量実施要領の改訂について
3　93条不動産調査報告書に対する意見聴取について
4　土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の経過と今後の取組みについて
5　日調連データセンターの運営について

16～17日

第4回研修部会
＜協議事項＞
1　平成22年度研修部事業及び同予算の執行状況について
2　平成23年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の策定について
3　研修体系について
4　配属研修について
5　土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)制度について
6　eラーニングについて
7　ADR認定土地家屋調査士研修の支援について
8　会員必携について

17日

第4回総務部会
＜協議事項＞
1　平成22年度第2回全国会長会議及び平成23年新春交礼会の運営等について
2　土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項について
3　連合会業務執行体制の整備・充実について

17日

第11回正副会長会議
＜協議事項＞
1　平成22年度第2回全国会長会議及び平成23年新春交礼会の運営等について

17～18日

第2回日調連ADRセンター会議
＜協議事項＞
1　筆界特定制度と調査士会ADRの連携アンケートの聴取項目について
2　土地家屋調査士法第3条第1項第7号指定団体の規則などの変更届出について
3　次年度以降、担当者会同の企画について
4　平成23年度の日調連ADRセンター委員会の取組みについて

18日

第5回特定認証局運営委員会
＜審議事項＞
1　日調連特定認証局更新認定に係る規程等の承認について
＜協議事項＞
1　ICカードの購入計画について
2　平成23年度事業計画(案)及び予算(案)について
3　認証局情報管理総合システム(仮)の発注について

19日

第1回財務部電子会議
＜協議事項＞
1　平成22年度中間監査報告への対応について
2　平成23年度財務部事業計画(案)及び予算(案)について
3　日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
4　土地・建物及び建物付属設備等科目の会計間の移動及び平成23年度予算(案)における土地家屋調査士会館賃料の予算措置について
5　退職金特別会計及び財政調整積立金特別会計を廃止し、一般会計において特定資産として積み立てることについて
6　(有)桐栄サービスの執行役員選任について
7　日調連共済会団体定期保険規約における長寿祝金の支払いについて
8　平成23年度土地家屋調査士職業賠償責任保険の募集について

24日

第12回正副会長会議
＜協議事項＞
1　第6回常任理事会協議事項の対応について

24～25日

第6回常任理事会
＜協議事項＞
1　平成22年度第2回全国会長会議及び平成23年新春交礼会の運営等について
2　日調連技術センター規則及び日調連データセンター規則の新設について
3　共済会特別会計における団体定期保険長寿祝金の段階的な減額(案)について
4　(有)桐栄サービス取締役(常勤役員)の職に

関する確認書(案)について
5　不動産登記規則第93条調査報告書プロジェクトチームの設置について
6　認定登記基準点の全国各会へのデータ公開(試行)について
7　「土地家屋調査士 会員必携」の改訂について
8　土地家屋調査士配属研修について
9　日調連ADRセンター、各土地家屋調査士会(各境界問題相談センター)、司法法制部間の連携について
10　筆界特定制度対応プロジェクトチームの位置付けについて
11　平成23年度各部等事業計画(案)及び同予算(案)について

26日
第9回編集会議(電子会議)
＜協議事項＞
1　会報掲載記事について
2　ホームページについて

29～30日
第1回14条地図作成作業規程対応PT会議
＜協議事項＞
1　14条地図作成作業規程解説書の改訂作業について
2　法務省との協議について
3　発刊までの流れ(スケジュール等)について
4　平成23年度の取り組みについて

12月
1日
第2回日調連データセンター会議
＜協議事項＞
1　認定登記基準点のデータセンターでの公開について
2　各土地家屋調査士会のデータセンター立上げに対する支援について
3　技術センター規則(案)、データセンター規則(案)の修正について
4　平成23年度の日調連データセンターの取組み方針について

2日
第2回テレビ会議等システム構築PT
＜協議事項＞
1　eラーニングシステムの導入について

8日
第3回テレビ会議等システム構築PT
＜協議事項＞
1　テレビ(Web)会議システムの導入について

9日
第12回正副会長会議
＜協議事項＞
1　第5回理事会審議事項及び協議事項の対応について

9～10日
第5回理事会
＜審議事項＞
1　不動産登記規則第93条調査報告書プロジェクトチームの設置について
2　連合会役員選任規則に基づく役員改選に伴う役員の数について
＜協議事項＞
1　平成22年度第2回全国会長会議及び平成23年新春交礼会の運営等について
2　日調連技術センター規則及び日調連データセンター規則の新設について
3　日調連ホームページ運用要領(案)について
4　日調連共済会特別会計における団体定期保険長寿祝金の段階的な減額について
5　認定登記基準点の全国各会へのデータ公開(試行)について
6　「土地家屋調査士 会員必携」の改訂について
7　平成23年度各部等事業計画(案)及び同予算(案)について

第5回理事会業務監査

10日
第1回登録審査会

13日
第10回編集会議(電子会議)
＜協議事項＞
1　会報掲載記事について
2　ホームページについて

15日
第2回オンライン登記推進室会議
＜協議事項＞
1　「登記・供託オンライン申請システム」について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成22年11月 1日付

東京	7632	瀧栁惠久雄	東京	7633	白澤 俊也
東京	7634	中村 咲子	神奈川	2886	千野 朋彦
埼玉	2475	染谷 和良	大阪	3112	黒田 郷至
滋賀	417	白井 隆仁	岐阜	1224	野々垣瑞子
広島	1819	西田 睦志	大分	810	西畑 百子
山形	1217	小松 進			

平成22年11月10日付

東京	7636	野口 剛	東京	7637	海老 一弘
東京	7638	飯田 一	静岡	1701	池田恵太郎
静岡	1702	横矢 博史	大阪	3113	福島 秀幸
沖縄	476	比嘉 直美	山形	1218	荒木 友博

平成22年11月22日付

神奈川	2888	佐藤 直樹	長野	2554	蓑輪 智矢
愛知	2748	沓名 錠二			

登録取消し者は次のとおりです。

平成22年 9月14日付			兵庫	2118	森下 博文
平成22年 9月23日付			東京	6465	荒井 崇之
平成22年10月 8日付			大阪	1892	白木 勝巳
平成22年10月 9日付			千葉	1425	石田文太郎
平成22年10月10日付			長崎	256	江原 一駿
平成22年10月17日付			福井	249	篠崎 清見
平成22年10月19日付			岡山	1219	渡邉 孝子

平成22年11月 1日付

長野	1155	小林 豊美	兵庫	1390	牛塚 敬一
兵庫	1547	安田 廣夫	兵庫	2090	柴田 俊英
福島	1312	中野 允	札幌	1036	畠山 豊

平成22年11月10日付

東京	4468	松尾 勝	埼玉	1184	森 尚
静岡	1065	鷺坂 隆夫	山梨	380	長谷川克仁
兵庫	1375	森本 芳弘	三重	741	田中 幹夫
岐阜	981	小椋 利春	石川	368	坂本 清一
福岡	144	小石 喜作	長崎	496	塩塚 正宏
山形	109	菊池 作一	秋田	396	一関 且義

平成22年11月22日付

神奈川	1265	石亀善三郎	和歌山	229	林 美喜男
愛知	2610	石田 雅治	宮城	568	木村 武美

ちょうさし俳壇

第308回

雑詠　水上陽三　選

華多き年　　**水上陽三**

郊外に電飾遊び減りし冬
武蔵野に防人の歌碑降る黄葉
華多き年と思へり冬ざくら
川筋の初霜ありし真屑原
古暦一つ賑やか一つ閑

岐阜　堀越貞有

モザイクのごとく虫食ひ柿紅葉
地滑りの跡をあらはに山眠る
カウンターの端に置かれし冬帽子
ほころびは去年のままやちゃんちゃんこ
かけ引きにお世辞絡めて飾売

愛知　清水正明

裸木に梳かれて風の尖りけり
国盗りの山の天守や初日さす
摩天楼きりりと立てり初茜
手袋を脱ぎて測機の微動ネジ
イトカワ
長旅の小さき土産冬ぬくし

東京　黒沢利久

家族連れいく組通る冬木立
七十の齢しみじみ十二月
冬灯鱒二龍太の書簡集
十二月八日未明の雨の音
『偕老』
新年の机上に置かる一句集

茨城　島田操

靴音を聞き手を休む毛糸編み
冬菜洗ふ石くぐり来る水溜めて
薄き日を纏ひ冬菜の色極む
堂縁の日溜り去らず冬の蝶
稀勢の里十一月を湧かせたる

埼玉　井上晃一

風の後銀杏落つる屋根の音
銀杏を拾ふ夫婦の顔なじみ
理髪師の開店前を落葉掃く
古池の落葉を沈め深からず
その人と知れる言葉や暮の秋

今月の作品から

堀越貞有

地滑りの跡をあらはに山眠る

異常気象によるゲリラ豪雨はたまた地震と災害の傷跡は全国に散見できる。山眠る候となって樹木が落葉するとひときわ疵跡が明らかとなり改めて自然の恐ろしさを実感させられる。しかも、疵をさらしても山は何ごともなかったかのように眠りに入る。

清水正明

裸木に梳かれて風の尖りけり

落葉し尽くした落葉樹を裸木ということは説明するまでもない。その裸木によって通り過ぎる風は櫛削られて尖って迫ってくるのである。風の感触を尖ると言い止めるのは、まさに俳人の感覚である。

黒沢利久

家族連れいく組通る冬木立

冬木立の向こうを幾組も幾組も連れ立って通る様をこちらから眺めて詠んだ句である。夫婦か、恋人同士か、いづれにしても賑やかに談笑しながら、散歩か、買い物か、ハイキングか想像の世界が透け透けの木立の向こうに展開されている楽しい句である。

島田操

靴音を聞き手を休む毛糸編み

毛糸編みをしながら主人の帰りを待つ妻女の面影が浮かぶ。人にはその人ならではの靴音があって、聞き慣れている人は主人の靴音は必ず聞き分けるという。見過ごしやすい素材であるが、夫婦の絆の深さをしのばせる一句というべきだろう。

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
公嘱協会情報
Vol.87

民主党公共嘱託登記(土地家屋調査士)業務勉強会について

平成22年11月2日　12時
衆議院第二議員会館第4会議室

全公連顧問議員である参議院議員金子恵美先生の司会進行により、公共嘱託登記業務勉強会が開催された。当日は国会開会中で午後1時から本会議の予定もあり、終了予定時刻を12時50分とするとの説明があった。

前田議員

開会に当たり、本勉強会の呼びかけをしていただいた当会顧問の参議院議員前田武志先生から公共嘱託登記業務の勉強会の開催を呼び掛けたところ、多数の議員のご出席をいただき感謝するとのご挨拶を頂いた。

引き続き、全公連鈴木洋美会長の挨拶の後、「公共嘱託登記の概要について」を柳平副会長、「公益法人制度改革と公嘱協会の公益認定について」を塩川副会長、「地図整備の促進について」を倉富副会長から資料に基づき説明がなされた。

その後の質疑応答では地図作成を促進するための方策・公益法人制度改革の公嘱協会の公益法人移行に関する隘路・公嘱業務の発注形態の問題点と解決手法等が活発に議論された。当日の会議には全国のブロック会長が出席していたこともあり、司会者から自己紹介するようにとのことで、各ブロック会長から一言ずつ発言がなされた。

会場全景

前田・辻・小宮山・金子議員

最後に衆議院議員の辻恵先生から「本日の勉強会テーマを踏まえて、今後も全公連との勉強会を継続していく。」との言葉により、閉会した。

本勉強会には当会顧問議員である参議院議員前田武志先生、金子恵美先生、衆議院議員小宮山泰子先生、日頃から当会へのご理解とご指導を頂いている衆議院議員辻恵先生、参議院議員中村哲治先生をはじめ、議員本人出席30名、代理出席55名の多くの先生方にご出席いただき、盛会裏に会議が開催されましたことを報告します。

今後の会議予定

平成22年

12月2日	公明党法務部会
12月9～10日	第14回正副会長会議
12月13日	玄葉光一郎政経セミナー 朝食勉強会
12月13日	三日月大造君と「元気な日本」をつくる会
12月16日	衆議院議員塩崎恭久第13回21世紀問題懇話会セミナー
12月17日	衆議院議員古屋圭司政経フォーラム
12月22日	全司協との協議会
12月27日	内閣府公益認定等委員会との打合会

平成23年

1月7日	全法務省労働組合2011年新春旗開き
1月12～13日	第7回地図作成研修実施委員会
1月13日	新春交礼会
1月13～14日	第15回正副会長会議
2月21～22日	第6回理事会
2月22～23日	第2回研修会及び全国理事長会議

大分会

「経緯度標設置の報告」

広報部　是永　幾一郎

『おおいたの標』第150号

今春、広報部活動の一環として行っています経緯度標設置事業を杵築市立杵築中学校にて行いました。一体どのようなことを行っているのかを報告も兼ねてご説明いたします。

1月～（事前打合せ）

PTA会長をしている友達に協力して頂き、校長先生に直接交渉。快く受けて頂きました。市の教育委員会にも校長先生を通じて承諾頂きました。

2月19日（基準点設置・観測）

小雪が舞う中、宇佐支部の橋本さん、別府支部の薩摩さんとの3人で基準点の設置・観測作業を行いました。

縦横40 cm、厚さ10 cmの黒御影石の真ん中に真鍮の基準点鋲を取り付け、モルタルで地中埋設します。（写真1）

写真1

写真2

設置した基準点をGPS測量機でスタティック観測を行い（写真2）、解析。

成果として緯度経度及び世界測地系座標を記載した看板を作成し、後日これを設置しました。（写真3）

地面が思ったより硬く、設置に時間がかかり、観測時間も含め3時間程を要しました。

3月8日（贈呈式）

暖かな日差しのもと、贈呈式を行いました。

杵築中学校からは校長先生、教頭先生、学年主任の先生と生徒会の方々が出席。

土地家屋調査士会からは小笠原会長、和哥山広報部長と私が出席しました。

小笠原会長から経度緯度と世界測地系の説明やGPS観測について、自分たちの住む土地の測量はこのような方法で設置・観測された基準点から行うことなど身振り手振りを交え熱心にお話しして頂きました。

その後贈呈証書が生徒会長に手渡され、贈呈式は無事終了しました。（写真4）

大分合同新聞社やきつきケーブルテレビの記者の方にも取材して頂き、記事にして頂きました。（ホームページに切り抜きを掲載）

写真3

写真4

私たち広報部では土地家屋調査士の認知度向上のため無料相談会やホームページの開設等様々な活動をしています。

今回の経緯度標寄付事業は平成19年度から始まり、県下の小中学校を対象にして行っています。

学校に設置した基準点の緯度経度や世界測地系座標等を表示し、子供たちに地球や地図、測量に興味を持ってもらうなかで、土地家屋調査士の存在を知ってもらう。

次の世代への働きかけを行う事を主目的としています。

現在までに宇佐市立四日市南小学校、津久見市立青江小学校、大分市立野津原東部小学校の3校と、今回寄付を行った杵築市立杵築中学校で4校目となります。

まずは県下の主要な地区に1校ずつを予定していますので、未だ寄付を行っていない市町村で会員のお子さんが通っている学校がありましたら是非ご紹介下さい。広報部員が伺い、趣旨説明等を行います。

何とぞご協力よろしくお願い致します。

兵庫会

「新人研修会に参加して」

明石支部　中山　敬一

『会報HYOGO』第537号

平成22年度の兵庫会新入会員研修会が8月20日(金)・21日(土)の2日間にわたって開催され、本年3月に登録した私も参加してきました。7月末にも同じく新入会員の参加を必須とした測量研修会が「しあわせの村」にて開催されていましたので、兵庫会の新入会員の方々とはおよそ1ヶ月ぶりの再会となりました。

第1日目の13時から研修会がスタート。まずは江本会長より土地家屋調査士が持つべき「こころがまえ」について、また今後業務に携わっていく中で国民から必要とされ、また尊敬される土地家屋調査士になって欲しいとの言葉をいただきました。

開業して間もない今、数は少ないが受託している案件を振り返ってみたとき、江本会長がおっしゃる「こころがまえ」を持って私は業務に向き合っているのだろうか、と少し不安になってきました。今回の研修会を通して何かきっかけがつかめれば、と思いながら研修会に臨んでいくことになりました。

最初の講義は「表示登記事務取り扱いについて」(清水良太表示登記専門官)でした。我々が取り扱う不動産登記制度の成り立ちや、法務局側からの視点に基づいた各種登記総論の説明を受け、改めて自分の知識がいかに薄っぺらいものであったのかと思い知らされました。資格試験に通るための勉強や補助者としての経験はあるものの、これらだけでは到底足りないということに気づかされました。単なる測量技術者や書類作成代行者で満足するのではなく、登記制度そのものへ深い理解や、「境界調査のプロフェッショナル」への道を目指さねばならないことでしょう。

1日目の講義は夕方の予定時刻を大幅に超えて終了しました。各先生方の熱い講義に耳を傾けていると、共通して垣間見えるのが「次の世代へ」というキーワードでありました。そもそも自分が所属している兵庫会がなぜ存在しているのか、なぜ各部会が組織されこうした研修会を開いていただけるのかという初歩的な疑問も徐々にではあるが理解できてきたように感じました。正直いえば、はじめは研修会への参加が面倒だなと感じた部分もありましたが、この初日の講義を受けることによって、自分が持っていた考えがあまりにも身勝手で恥ずかしいものであると思いました。

1日目の締めは「懇親会」でした。これまで所属する明石支部の各先生方とはお話しする機会がありましたが、今回はいきなり各支部をまたいでの大人数による宴となりました。諸先輩方のさまざまな経験談や、面白いエピソードが紹介され、楽しい時間があっという間に過ぎてしまいました。懇親会後には同じホテルに宿泊した新入会員の有志が集まり、さらに夜遅くまで語り合うことになりました。年代も経験も多種多様なメンバーではありましたが、まるで学生時代に逆戻りしたかのような感覚でとても楽しかったです。同期入会という繋がりが、今後も同じ兵庫会の仲間として意識できる良いきっかけになればと感じました。

2日目は多種多様なテーマが並んだ講義がぎっしりとつまり、朝から夕方まで息つく暇も無いほどの充実度でありました。例えば「土地・建物の業務と調査書の書き方(土地・普通建物編)」(研修部　矢野先生)の講義では、実際の業務事例に基づいた注意ポイントの解説を受けた他に、調査報告書の書き方の「こころがまえ」について印象的でありました。「調査報告書は単に実地調査省略を目的とした

書類ではなく、土地家屋調査士の存在意義を込めた(自分自身の思いを込めた)モノにすること。」なるほど、これまでは読み手側にできるだけ立とうとした、言い換えれば“そつなく表現した”報告書を数枚書いてきました。しかし矢野先生が示された言葉によれば、もっと自分自身の表現方法を磨き、「この登記申請が相当なものであると判断し、申請しますっ‼」という意気込みを込めないといけないということです。それには確固たる自信や正確な技術に裏づけされた調査が必要なのは言うまでもありません。つまり、そのためには「現場で何をなすべきか」を常に考え行動してなくてはいけないと感じました。

また、「筆界特定制度」(三嶋社会部長)の講義では、日頃取り扱っている(取り扱ってきた)筆界の成り立ちや意味合いを今まで深く理解していなかったことに気づかされました。もしも「魚を熟知していない寿司屋」がいれば、私はその店を利用しないでしょう。では、「筆界を熟知していない土地家屋調査士」がいれば、一体誰が信用してくれるのでしょうか。テキストや参考書ではたった一行程度の解説しか載っていない「筆界とは」というテーマについて、今後はその歴史観も含めて探求していきたいと強く感じる時間でした。

以上2日間に及ぶ新入会員研修会に参加して感じたことを私なりに書いてみました。各講義内容の量が詰めきれないほど多かったのもありますが、私には各先生方の情熱を受け取るのが精一杯の2日間のように感じました。この世界に一歩踏み出したばかりではありますが、自分の目指すべき土地家屋調査士像を早く確立し、その目標に向けて「今の自分自身が何をなすべきか」と常に自問自答して業務に邁進していきたいと思います。そのためには今後もこのような研修会に率先して参加していきたいと思いました。

最後になりましたが、今回の新入会員研修会の企画・運営をいただいた研修部会の先生方をはじめ、スタッフとして我々をサポートしていただいた先生方にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

大阪会

「いつも通り長蛇の列　さてさて来年は…？」

阪南支部　上田　大人

『土地家屋調査士　大阪』第299号

「駒川まつり」で阪南支部が外部広報

阪南支部広報では、本年7月27日(火)、例年通り「駒川まつり」に参加して外部広報活動を行いました。

出店場所はいつものとおり東住吉区の駒川通り商店街。例年通りの時間(午後4時)から好評のダーツゲームの店。今年のPRグッズは、昨年同様プレート型のマグネット。ビニールファイルにマグネット、リーフレット等を入れ、道行く人々に配布しましたが、マグネットは昨年同様、説明が必要でした。

別に、うちわも配りましたが、こちらの方は配る前から一つ二つと取りに来られていました。うちわはあおぐもので、そこに書かれている文字等は読まれないかもしれませんが、大きな文字で『土地家屋調査士』と書かれていたら、目には付くかなと思いました。

外部広報活動の意味はいろいろあるかと思いますが、『土地家屋調査士』が一般の方にどれだけ認知(どのようなことを土地家屋調査士は生業としているのか)されるか、どれだけ土地家屋調査士が必要とされるかが、外部広報の意義だと思います。

昨年も広報誌(第295号)に掲載しましたが、この出店は評判がよく、駒川まつりの中での他の出店よりも長蛇の列ができています。東住吉区駒川という一部の地域ですが、広報活動をするには良い場所かなとつくづく思いました。

お手伝いをして頂きました阪南支部の皆様、本当にありがとうございました。また、お忙しい中、応援に駆けつけてくださいました高橋政博副会長及び和田清人広報部長、まことにありがとうございました。来年もぜひご参加ください。

看板で紹介された「トーキくん」

ダーツゲームの店の前にはご覧のとおり長蛇の列

大塚支部長も陣頭に立ってのPR

PRグッズを配る蓮中厚夫会員

会員の広場を利活用ください

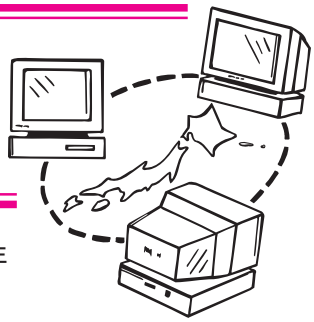

土地家屋調査士会員（以下「会員」）限定のホームページ「会員の広場」は、2010年12月1日現在で、12,641人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度制定60周年を迎え、改革期の続く情勢においては、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、引き続きこの会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、是非とも利活用ください。なお、IDの発行には2日程度かかります（土・日・祝日を除く。）。

「会員の広場」ID申請方法

1 連合会HPのトップページ（http://www.chosashi.or.jp/）から**「会員の広場」**をクリック

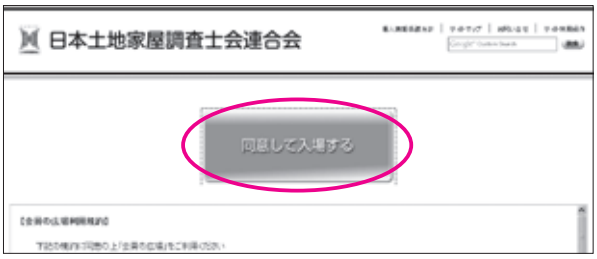

2 **「同意して入場する」**ボタンをクリック

3 **「新規ユーザー登録」**ボタンをクリック

4 このまま入力！
- ユーザー名：entry（半角）
- パスワード：chosashi（半角）

を入力してOKをクリック

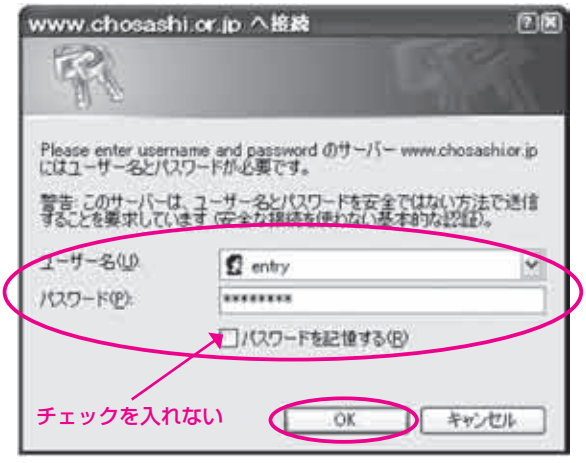

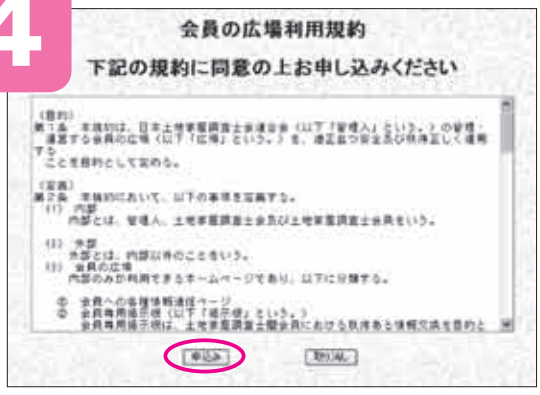

「申込み」ボタンをクリック

◎連合会に申請
申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会からID等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID発行には2日程度かかります（土・日・祝日を除く。）。

ブロック新人研修開催公告

平成22年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

中国ブロック協議会

記

開催日時	平成23年3月11日（金）午後1時　開始
	平成23年3月13日（日）午後4時　終了
開催場所	山口県周南市御幸通2番28号
	「周南市市民交流センター」　電話 0834－33－7701
申込手続	
受付期間	平成23年1月11日（火）～平成23年2月4日（金）
申込先	所属する土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員
	なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

編集後記

「うさぎ」のように…

よく、「うさぎ年生まれ」の人は品のある性格といわれています。おとなしくて、しとやかな振る舞いがそういわれる理由なのでしょうか。私の周りの「うさぎ年生まれ」の方は落ち着きがあり、とても上品な行動をとられています。無論、攻撃的な行動をとることなどめったにありません。

うさぎの特徴でもある「大きな耳」に匹敵する高感度の耳を「うさぎ年生まれ」の人は持っています。この耳はどんな小声も聞き逃すことはありません。これは周囲の情報収集、分析を瞬時に行い、どんな些細な話題であっても自分の関心があるようなことであれば、積極的に話の輪の中に入ってきます。逆に品のない話、自分の興味のない話であれば、「大きな耳」を畳んでしまいます。

「うさぎ年生まれ」の人はうさぎのようにとても用心深い一面を持っています。決して危険を冒してまで何かを得るような行動はとりません。また、少しでも自分の身に危険が及ぶことを察知した場合には相手と闘うことよりも、避難することを最優先に考えて行動します。

「うさぎ年生まれ」の人の名誉のためですが、用心深いのであって、決して臆病ではありません。何か緊急事態が生じたときに適切に対処できる「用心深さ」とただオロオロするだけの「臆病」とは違うのではないでしょうか。

明るくおおらかであり、人情深くまめな性格で周りの人から好かれる福運があり、温厚な性格で争いごとを嫌う反面、決断力に欠ける一面も併せ持っている「うさぎ年生まれ」。

「うさぎ年生まれ」である私がいっても信じてもらえないかもしれません…

広報部次長　廣瀬　一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　1部　100円
1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　松岡　直武
発行所　日本土地家屋調査士会連合会©
〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所　十一房印刷工業株式会社

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

ご存知でしたか？ ICカードの有効期限

おかげさまで、日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局（以下「認証局」という。）は設立して5年を経過しました。現在、認証局では電子証明書（以下「ICカード」という。）の有効期間の満了を迎えられる会員の方へ「有効期限のご案内」をお送りしております。

このご案内は有効期間満了日3か月前頃に該当する会員の方あてに郵送、メール便で「ICカード利用申込書」を同封して順次発送しています。

現状では「有効期限のご案内」を発送してもICカード利用申込書の返送が遅れ気味の方が多く、有効期間内に新しいICカードが発行できない可能性が心配されます。

ICカードは発行から5年間で有効期間が満了します（有効な署名ができなくなります）。つまり、オンライン申請する際に土地家屋調査士のICカードが使えなくなり、業務に支障が出ることが想定されます。

ICカード発行はすべて新規発行となるため、発行までに多少の時間が必要になります。現在、不動産登記申請のかなりの部分がオンライン申請になっていることを考えると、時間的余裕を持った更新手続きは重要です。

※ICカード有効期間満了の3か月くらい前

認証局

有効期限のご案内の発送

- 有効期間満了日3か月前頃に有効期限のご案内とICカード利用申込書を同封して発送する。
- ICカード利用申込書は土地家屋調査士名簿の情報を入力して作成する。

土地家屋調査士会員（利用申込者）

ICカード利用申込書の確認

- 添付書類（公文書）を用意する。内容に訂正がある場合は登録事項変更の届出等を行う。
- 利用者同意書に同意をする場合は実印を押印する。
- ICカード発行料金（10,000円）の振込みを行う。

同封された利用申込書に実印を押印して必要書類を添付して返送する。
※手続きは新規申込と同じ
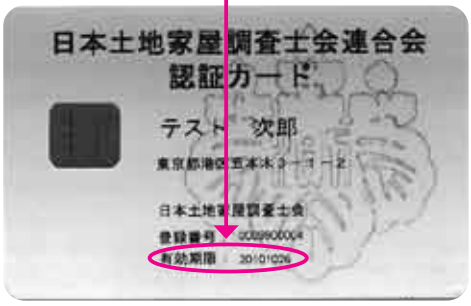
重要！ ICカードの有効期限を確認してください。